

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
川崎地域連合・川崎中央地区連合
議 長 阿 部 健 次 郎 様

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

回 答 書

「ゆとり・豊かさ・社会的公正な社会」をめざし、市民生活の向上や身近な諸問題の改善に向け、地域に根ざした川崎中央地区連合の取組に対しまして敬意を表します。

また、川崎区行政の推進につきまして、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2022年9月29日付け「2023年度に向けた『政策・制度要求』要請書」につきまして、関係機関と協議の上、別紙のとおり回答いたします。

今後とも区政運営に当たりまして、大きなお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

川崎中央地区連合

「2023年度に向けた政策・制度要求」(対区要請事項)

<道路・交通>

I . 道路、公共交通の環境改善等

1. 自転車対策の強化

(1) マナー違反の自転車運転者等への指導について<継続>

川崎駅東口周辺では、「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画」に基づく「自転車通行環境整備工事」により、歩車分離、短時間利用にも適した駐輪場の設置等により、自転車による通行、駐輪をめぐるトラブルも減少しているものと思われる。

しかしながら、駐輪場外での自転車放置、押し歩きエリアの乗車走行なども散見されることから、マナー違反の自転車運転者への指導を通じた啓蒙活動を引き続き行われたい。

また、食事のデリバリー事業者を中心とした自転車による歩行、自動車等との接触事故、接触回避による二次的な事故に対しては看過することなく、警察と連携し、デリバリー事業者及び事業者への指導を強化されたい。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

川崎区では、地域の方々や警察、関係機関と連携し、各季の交通安全運動や強化月間中に街頭キャンペーンを実施し、自転車走行ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけています。また、小学校等での自転車の安全な乗り方教室等の開催、中学校・高等学校での「スクエアード・ストレート方式」の交通安全教室を開催し、啓発・教育活動を行っています。

デリバリー事業者を含めた自転車利用のルール違反者に対しては、警察と連携し街頭キャンペーンで直接声掛けし啓発物を配布するなど、対策を強化しているところです。今後も、こうした啓発・教育活動を通じて、ルールの遵守とマナーの向上を引き続き訴えてまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

川崎市駅東口周辺については、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置禁止区域に指定しており、放置自転車の抑制と放置禁止の意識の向上を図るため、条例に違反する自転車に警告札を貼付し、警告した上で撤去活動を日々行っています。

また、自転車利用者に対して押し歩きのマナー啓発や各駐輪場への案内誘導を行うため、自転車の放置が常態化している箇所に整理誘導員を配置すると共に、川崎駅前広場においては地域ボランティア団体の協力を得ながら啓発活動を行うことで、継続的、面的な自転車対策を進めています。

さらに、これらの取組に加え、周辺の商店街・警察と連携したパトロールや放置自転車クリーンキャンペーンによる啓発活動も実施しています。

しかしながら、撤去前に自転車所有者が警告札を剥がすことによる継続的な放置や放置自転車の一時的な移動が撤去を逃れるために行われています。また、店舗利用のための一時的な放置や押し歩きエリアでの走行などの状況が依然として見受けられることから、誰もが安全・安心して利用できる道路環境の確保に向け、今後も撤去活動や啓発活動を継続的かつ効果的に実施してまいります。

市民文化局回答

自転車を利用する方に対し、交通ルールの周知、安全マナーの向上を図るため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、各年代に応じた交通安全教室を実施しているほか、市HPやSNS等を活用し自転車の安全利用に関する情報を発信するなど、様々な機会を捉えて啓発活動を行っています。

また、自転車交事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い是正を促す取組を実施しています。

今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

(2) 県道川崎町田線の JR 架橋下歩道の安全対策について〈継続〉

県道川崎町田線（市電通り）の JR 架橋下（アンダーパス）の歩道は、下り勾配に乗じた自転車のスピード走行があり、歩行者との接触事故の危険性など危険な状態にある。走行規制、安全走行の周知など具体的な対策として、これまで看板、路面標示等の対策は図られているが、効果的には至っていない様に感じられる。

事故防止の観点に立った減速効果のあるピンポイントでの改善策を求める。

川崎区役所回答（危機管理担当）

川崎区では自転車利用者へのルール・マナーの向上を呼びかける自転車マナーアップリーフレットを作成し、自転車は原則車道の左側を通行し、歩道を通行して良い場合でも歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行するように周知しています。今後も交通安全の啓発・教育活動を継続して実施し、ルールの遵守とマナーの向上を引き続き訴えてまいります。

川崎区役所回答（道路公園C）

自転車のスピード抑制対策につきましては、これまでに様々な対応を実施してまいりましたが、自転車の運転マナー改善に苦慮しております。こうした中、今年度は錯覚により立体に見える路面標示を設置することで道路が狭く見えるといった視覚に訴える対策を予定しております。

市民文化局回答

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全で適正な利用を促進するため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、各年代に応じた交通安全教室を実施しているほか、保護者や中・高校生を対象に自転車の安全利用促進のチラシを配布するなど、対象を絞った広報啓発を行っています。

また、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車マナーの向上に取り組んでまいります。

(3) シェアサイクルの本格運用について〈継続〉

シェアサイクル実証実験が令和3年12月まで行われたが、検証結果により令和4年度から民間事業者主体によるシェアサイクルの本格運用が行われている。サイクルポートの拡充等今後の方向性について伺いたい。

建設緑政局回答

本市では、身近な地域交通における移動環境の充実を目指し、移動手段の一つとして便利で利用しやすいシェアサイクルの利用・普及促進に向け、より多くの方に御利用いただくため、民間用地に加え公園など公共用地を活用した「川崎市シェアサイクル事業」を推進しており、令和4年7月からは公募で選定した民間の運営事業者により本格運用を進めております。

サイクルポートにつきましては、実証実験で対象とした都市拠点である8エリアに加え、多くの方に御利用いただけるよう、順次対象範囲を市域全体に広げるとともにサイクルポートの拡充も図り、一層の利用・普及促進に向けた取組を推進してまいります。

2. 道路整備の強化

(1) 川崎駅東口における企業送迎用バス乗降場の整備について〈継続〉

川崎駅東口での企業送迎バス等の乗降については、公共交通の円滑な交通流動を確保するため、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、市道小川町線小川町バス乗降場を整備しているとの回答であったが、工事の進捗状況及び企業側への周知方策について伺いたい。

まちづくり局回答

小川町バス乗降場につきましては、令和2年11月1日から供用を開始しており、当該乗降場の環境整備として進めていた上屋の設置工事についても、令和3年12月27日に完成しております。

企業側への周知につきましては、供用開始にあわせ、市役所通りや新川通りで乗降を行っている事業者に対して、小川町バス乗降場を御利用いただけるよう呼びかけ、当該乗降場の利用方法等について説明を行っております。

今後につきましても、引き続き、川崎駅東口における公共交通等の交通流動の円滑化に取り組んでまいります。

(2) 植栽管理における清掃強化について〈継続〉

市役所通り等の時間利用駐輪場付近の植栽については、空き缶等の不法投棄を目に

する。植栽管理における清掃強化と注意喚起を含めた対策を求める。

川崎区役所回答 (道路公園C)

市役所通りにおける植栽の管理につきましては、2週間に1回程度、歩道の植栽帯及び中央分離帯の清掃を実施していますが、依然として、なかなかゴミが減らず苦慮している状況です。引き続き道路パトロール等により現地の状況を確認し、適宜清掃等を実施し、植栽の適切な維持管理に努めてまいります。

また、関係局と連携し、ゴミの不法投棄の防止に取り組んでまいります。

3. 道路の安全対策の強化

(1) 大島3丁目交差点付近の取締りの強化について〈継続〉

新川通りの旧さいか屋前から産業道路前の浜町交差点までは路上駐車が多く、特に大島3丁目交差点付近は、路上駐車に加えて歩道に自転車が駐輪しており大変危険である。取締まりの強化を求める。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

違法駐車等の交通取締りの権限は警察にあり、警察署による取締りのほか、警察から委託された駐車監視員が駐車監視員活動ガイドラインに示された地域を重点に放置車両の確認事務を実施していると伺っております。

川崎区といたしましても、警察や地域の方々と連携して各季の交通安全運動等におけるキャンペーン等で違法駐車の防止を呼びかける啓発活動を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。

川崎区役所回答 (道路公園C)

川崎市では「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車に警告札を貼付し、警告した上での撤去活動を実施しています。

大島3丁目交差点付近においても、前述のとおり活動していますが、撤去前に放置自転車の所有者等により警告札が剥がされてしまうことで「警告」の効力が消滅し、多くが撤去できない状況です。

こうしたことから、誰もが安全・安心して利用できる道路環境の確保に向け、放置自転車の撤去・啓発活動を継続的かつ効果的に粘り強く行ってまいります。

(2) 殿町夜光線の路上駐車削減について〈新規〉

市道殿町夜光線の大型トラックの路上駐車問題については、昨年、マスコミ等でも取りあげられ、市と警察当局は、場外待機させている企業、場外待機しているドライバに対し「殿町夜光線の路上駐車削減に向けたお願い」として注意喚起を行った。

しかし、未だ日常的に路上駐車している車両があり、車両の通行等に影響が出ている。荷待ち駐車車両などに対しては、企業協力が重要である。企業に対して、敷地内待機又は周辺の大型駐車場の活用を促すよう指導されたい。

臨海部戦略本部回答

殿町夜光線では、大型車の荷待ちによる路上駐停車が恒常的に発生しており、交通渋滞や交通事故の発生が懸念されるほか、ごみのポイ捨ても問題となっております。

こうしたことを踏まえ、本市では交通管理者と連携しながら、立て看板による駐車禁止の周知及び既存の大型車待機場への誘導や、路肩へのカラーコーンの設置による物理的な路上駐停車抑制対策などの社会実験を実施いたしました。

また、社会実験の実施に合わせ、ドライバー等に対して路上駐停車の削減や既存の大型車待機場の利用のお願いのほか、立地企業や荷主に対して企業敷地内での荷待ちのお願いについて、ビラの配布や各地区の協議会での周知を行うとともに、本市ホームページを通じて広く周知してきたところでございます。

今後も引き続き、交通管理者や立地企業、荷主等とも連携しながら、殿町夜光線の路上駐停車の削減に向けて、社会実験の結果等を踏まえた取組を進めてまいります。

4. 道路施設の改善

(1) ロングバス車両に適合したバス停留場の改善について〈継続〉

多客対応のためロングバス運行が増加しているが、バス停留場のガードレールや植栽がロングバスの乗降口に干渉している箇所があり、乗客は危険な乗降や不便を強いられている。また、車椅子、ベビーカー等への対応にも支障がある。運行するバスの形態を勘案し安全かつ円滑に乗降できるよう、バス停留場の改善をされたい。

昨年度来、道路管理者、交通管理者に働き掛けをしていただいているが、その後の進展状況について伺いたい。

交通局回答

個別の停留所について、関係局等と協議を行いましたが、横断防止柵（ガードレール等）は歩行者等の安全上の観点から設置されているものや、街路樹は道路景観を形成する上で植樹されているものもあるなど、バス事業者として、その撤去については課題がございました。

こうした課題があるものの、車いす・ベビーカー利用者等の乗降時の安全と利便性を最大限確保することは、重要なことと考えておりますので、バス事業者としましては、運転手の声掛けやバスの停車位置の工夫などの運用により、安全かつ円滑な乗降に努めてまいります。

また、既存停留所の改修や停留所周辺道路の環境整備などの際には、お客様の安全と利便性を確保できるよう、バス事業者の意見を引き続き要望してまいります。

(2) 新川通りの阜橋交差点の安全対策について〈継続〉

新川通りの阜（さつき）橋交差点においては、バス専用レーン及び左折レーンが同車線になっており、さつき橋バス停留場にバスが停車している場合、左折車がバスを追い越すことになり、事故発生リスクの高い危険な交差点となっている。

これまでの回答では、交通管理者からは「レーン等の規制変更は考えていない。」、バス事業者からは「立地的条件からバス停留場の移動は困難」とのことであり、昨年

度の回答では、引き続き「関係機関と協議する。」とのことであったが、協議の進捗状況について伺いたい。

まちづくり局回答

バス停の位置の変更や安全対策は、バス事業者が主体的に行うものであることから、本市といたしましては、当該バス停を管理している川崎鶴見臨港バスに対し、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、御意見をお伝えしてまいりました。

同社からは、「引き続き、関係機関等と協議してまいります。」との回答をいただいておりますが、交通環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

(3) 県道川崎町田線の元木交差点の安全対策について〈継続〉

県道川崎町田線の元木交差点は歩道橋があり、自転車横断帯のみが設置されている。しかしながら、歩行者が自転車横断帯を渡っていることも散見され危険な状態である。

今後は、障がい者、高齢者対策としてバリアフリーの観点から、歩道橋から平面通行等に移行するものとするが、その移行期間中の安全対策を施されたい。

建設緑政局回答

歩道橋の設置されている元木交差点に関しましては、道路管理者である国土交通省横浜国道事務所の所管となりますので、歩道橋の在り方を含め、安全対策につきましては、そちらへ御確認頂きますようお願いいたします。

なお、いただいた御意見につきましては機会を捉えて管理者へお伝えしてまいります。

(4) 国道15号線六郷橋陸橋高架下のLEDライトの点灯時間について〈新規〉

国道15号線六郷橋陸橋高架下にLEDライトが設置されたが、点灯時間が夜間帯のみとなっていることから安全面で危惧されるところである。常時点灯とされたい。

建設緑政局回答

当該箇所のLEDライトの管理につきましては、国土交通省横浜国道事務所の所管となります。なお、いただいた御意見につきましては、管理者へお伝えしました。

5. 鉄道駅の施設改善〈継続〉

京浜急行大師線においては、「京急大師線連続立体交差事業」が進められ、地盤の強度不足等で工期が伸びているとのことであるが、同事業により小島新田駅から鈴木町駅間が地下化し、それに伴い鈴木町駅舎についても改修されるものと思われる。

しかしながら、現在の鈴木町駅周辺の状況は、都市開発による人口増加が顕著であり、通勤通学時にはホームに人があふれ、電車との接触、線路への転落事故等の危険が内包している。早急な安全対策を求める。

まちづくり局回答

京急大師線鈴木町駅のホームの改良に関する御要望につきましては、駅施設管理者である京浜急行電鉄へ伝えております。京浜急行電鉄からは、お客様の御利用状況などを踏まえながら検討しているところと伺っております。

本市といたしましては、引き続き、要望があったことを同社に伝えてまいります。

II．都市基盤整備等

1．まちづくり整備

(1) 京急川崎駅周辺地区まちづくり整備について〈継続〉

川崎駅周辺地区の将来を見据え回遊性や利便性、バリアフリー化や放置自転車対策などの諸課題に対応するために「川崎駅周辺総合整備計画」が策定され、その後「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」が定められ、都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的に整備を進めていくとのことでしたが、整備計画の進捗状況について伺いたい。

まちづくり局回答

京急川崎駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、計画的なまちづくりを推進するため、平成27年3月に「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」を策定し、令和2年11月には戦略的な整備誘導の考え方をお示ししております。この戦略的な整備誘導の考え方に基づき、民間再開発事業の機会を的確に捉え、地区全体における都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的な整備を進めてまいります。

現在の進捗状況といたしましては、民間再開発事業である「(仮称)京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業」について、令和4年11月に、条例環境影響評価準備書が提出されたところです。この取組の進捗状況等を勘案しつつ、都市基盤再編の検討を計画的に推進してまいります。

2．道路整備計画

(1) 川崎縦貫道路の整備計画について〈継続〉

川崎縦貫道路は、1期区間(浮島～国道15号)の大師JCT以西について先送りされ、再開のための検討が模索される中、コロナ禍で協議が延期されている様ですが、その後の進展状況について伺いたい。

建設緑政局回答

川崎縦貫道路計画につきましては、国土交通省、東京都及び川崎市の3者で構成する「東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会(以下「協議会」という。)」において、計画の具体化に向けた検討が進められており、令和元年6月までに計5回を開催しておりますが、第6回協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大等もあり、現時点におきましても開催が延期されているところです。

引き続き、協議会等において川崎縦貫道路との一本化を含め、調査・検討を幅広く行い、広域的な幹線道路網の充実が図れるよう、協議調整を進めてまいります。

3. 鉄道駅の整備

(1) JR川崎駅の南口自由通路の整備について〈継続〉

東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という。）が進める川崎駅西口大宮町地区（A-2 街区）の開発事業によりホテル、オフィス棟を含めた商業施設も開業された。

今後、南口自由通路の整備が求められると思われませんが、JR 東日本と意見交換、南口改札の設置等についての計画策定など、その後の取り組み状況について伺いたい。

まちづくり局回答

現在の検討状況につきましては、具体的な計画等が策定されている状況ではございません。南口改札の検討にあたっては、様々な調査結果に加え、カワサキデルタ（ホテル、商業、オフィス等）の開業や、令和 5 年 10 月に開業を予定する大宮町地区施設におけるホール整備（大ホール：立席 500 名程度）などの新たな開発動向、及び新型コロナウイルス感染症の影響による働き方と人の動きの急速な変化等を踏まえながら、引き続き、JR 東日本と継続的に意見交換を進めてまいります。

4川大セ第1054号
令和5年2月24日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
川崎地域連合大師地区連合
議長 福井正宏様

川崎区役所大師支所
支所長 八木一志

回 答 書

令和4年9月6日に貴連合から要請のありましたことについて、関係機関と協議の上、別添のとおり回答いたします。

(区民センター庶務係 溝部担当)
電 話 044(271)0136
F A X 044(271)0124

【大師地区連合対区要請項目回答】

要請項目<道路交通>

1) 場 所： 台町バス停（下り線）の整備（継続）

現状： 当バス停は、バス停後方の植栽及びガードレールが支障となりお客様の乗降が大変危険且つ不便です。

改善策： 令和4年3月の回答書の要請項目<道路交通>1項にて、まちづくり局交通政策室、交通局自動車部運輸課より、それぞれ「関係機関と協議してまいります」「関係局等と対応について協議してまいります」との回答を頂いていますが、その後の進捗をご教示ください。

【回答】まちづくり局交通政策室

バス停の位置の変更や安全対策は、バス事業者が主体的に行うものであることから、本市といたしましては、当該バス停を通る路線を運行している川崎鶴見臨港バスに対し、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、御意見をお伝えしてまいりました。

同社からは、「引き続き、関係機関等と協議してまいります。」との回答をいただいておりますが、交通環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

【回答】交通局自動車部管理課

台町バス停留所（市営埠頭方向）につきましては、関係局等と協議をいたしました。横断防止柵（ガードレール等）の撤去は歩行者等の安全上の観点から困難であるとの結論に至りました。

当該バス停留所につきましては、運転手の声掛けやバスの停車位置の工夫などの運用により、安全かつ円滑な乗降に努めてまいります。

2) 場 所： 競輪場バス停（下り線）の整備（継続）

現状： 当バス停は、バス停付近の植栽及び花壇が支障となりお客様の乗降が大変危険且つ不便です。

改善策： 令和4年3月の回答書の要請項目<道路交通>2項にて、まちづくり局交通政策室より「関係機関と協議してまいります」との回答を頂いていますが、その後の進捗をご教示ください。

【回答】まちづくり局交通政策室

バス停の位置の変更や安全対策は、バス事業者が主体的に行うものであることから、本市といたしましては、当該バス停を管理している川崎鶴見臨港バスに対し、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、御意見をお伝えしてまいりました。

同社からは、「引き続き、関係機関等と協議してまいります。」との回答をいただいておりますが、交通環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

3) 場 所： 宮前バス停（上り線）の整備（継続）

現状： 30年以上も前から当バス停は、バスとバス停との乗降位置が全く合わず、大変危険且つ不便です。

改善策： 令和4年3月の回答書の要請項目<道路交通>3項にて、まちづくり局交通政策室、交通局自動車部運輸課より、それぞれ「関係機関と協議してまいります」「関係局等と対応について協議してまいります」との回答を頂いていますが、その後の進捗をご教示ください。

【回答】 まちづくり局交通政策室

バス停の位置の変更や安全対策は、バス事業者が主体的に行うものであることから、本市といたしましては、当該バス停を通る路線を運行している川崎鶴見臨港バスに対し、川崎市・バス事業者 連絡会議の場などを通じ、御意見をお伝えしてまいりました。

同社からは、「引き続き、関係機関等と協議してまいります。」との回答をいただいておりますが、交通環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

【回答】 交通局自動車部管理課

宮前停留所（川崎駅方向）につきましては、バスの停車位置を変更することにより、一定の改善が図れるものと考えておりますが、乗降に支障することが見込まれる周辺の放置自転車対策や現在の乗車口の位置に設置されている点字ブロックの移設、降車位置の支障物件の撤去などの課題がございます。現在、関係部署と課題への対応に係る協議、調整を行っているところでございます。引き続き、改善に向けて取り組んでまいります。

4) 場 所： 409号線下り川崎工業所前の信号機

現状：409号線下り「NUC川崎工業所前」の信号には右折レーンがなく、特に朝の通勤時間帯は右折車の影響で、慢性的な渋滞が発生している。これを解消したい。改善策：： 場所的に右折レーンを設けることは困難だと思いますので、時差式信号に変更して右折車による渋滞を解消する。

【回答】 大師支所区民センター

川崎臨港警察署からは、「時差式信号の設置に関して、警察本部と対応を検討中です。」との回答を受けております。

5) 場 所： 江川1丁目交差点付近

現状：通勤時間帯（7:30～8:30頃）に江川1丁目の先（地図で示した場所）に会社送迎バスが停車しており、左直進レーンが通行できないため、渋滞が発生している。また、右直進レーンに入るために無理な割り込みなどもあり危険な状況である。

改善策：①送迎バスの待機場整備、②大師橋駅のロータリー活用

③当面の間は、もう少し先（セブンイレブン側）で待機するように呼び掛ける。

④また、大師橋駅の駅前交通広場に関する京急大師線立体交差事業の進捗状況をご教示いただきたい。

【回答（①～③）】 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

京急大師線沿線の様々な場所から発着している企業送迎バスへの乗降につきましては、道路交通の円滑性や安全の確保、企業送迎バスの乗降環境や乗降場周辺の地域環境の改善を図ることを目的に、国道409号沿いの安全な場所に集約化するための乗降場の整備を検討しております。

現在、国道409号を管理する国等の関係機関と調整を図りながら、乗降場の規模や構造などについて検討を進めているところです。

【回答（④）】 建設緑政局道路整備課

京浜急行大師線連続立体交差事業は、1期区間のうち、1期①区間（小島新田駅～東門前駅間）につきましては、令和5年度の完成に向けて工事を進めております。また、1期②区間（東門前駅～鈴木町駅間）につきましては、更なる効率的かつ効果的な事業の進め方について幅広く討を進めており、令和4年度中に今後の取組方針を取りまとめてまいります。

引き続き、事業の早期完了に向けて取り組んでまいります。

要請項目<生活環境>

1) 場 所： ちどり公園（継続）

現 状： ちどり公園における野外イベント開催時について、主催者より近隣企業への連絡を徹底していただいているが、連絡がされないケースが散見されている。（主催者から連絡が来るケースは半分程度）

改善策： 令和4年3月の回答書の要請項目<生活環境>3項を実施いただいているが、イベント主催者への再徹底及び、連絡等を行わない主催者に対するイベント開催制限などの対策をお願いしたい。

【回答】 港湾局川崎港管理センター港営課

ちどり公園でのイベント開催に伴う利用許可申請をいただく団体に対しては、本市の後援有無に関わらず、連絡が必要な近隣企業等を一覧化し近隣企業等に対して事前に連絡を行うこと及び連絡状況を報告するよう引き続き指導を徹底してまいります。

2) 場 所： ちどり公園

現 状： 音楽イベント開催時において、平日昼間にサウンドチェック等を実施されるケースがあるが、ちどり公園に近接している事務所では大きな音により業務に支障を来している状況である。

改善策： 平日昼間（8:00～17:00）の音だしを制限するなどルールの整備をお願いしたい。

【回答】 港湾局川崎港管理センター港営課

ちどり公園の音楽イベント開催に伴うサウンドチェックにつきましては改めて、周辺事業者や利用者へのヒアリングや状況確認を行い、適切なサウンドチェックの手法や条件等について検討し指導してまいります。

4川田七第1855号
令和5年3月6日

日本労働組合総連合会 神奈川県連合会
川崎地域連合 田島地区連合
議長 岩本 茂 様

川崎市川崎区役所
田島支所長 川田 剛



川崎地域連合・田島地区連合要請事項について（回答）

早春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、田島支所管内行政の事業推進につきまして、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

2022年（令和4年）10月17日付けで要請のありました件について、別紙のとおり回答いたします。

区民センター庶務係 木ノ内担当
電話 044-322-1967
FAX 044-322-1991

○要請事項

【川崎市へ要請】

1 路上喫煙防止重点区域の拡大（新規）

川崎市では、平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行して以降、市内9駅（川崎、新川崎、鹿島田、武蔵小杉、武蔵溝ノ口、鷺沼、登戸、向ヶ丘遊園及び新百合ヶ丘各駅）の駅前を中心に「路上喫煙防止重点区域」の制定と「指定喫煙場所の設置」をはじめ、毎月のキャンペーンや広報等での呼びかけに取り組んでいただいている。

しかしながら、市街地から離れた地域では、歩きタバコや自転車運転中の喫煙など、危険な事例が散見される。

歩きタバコや自転車を運転しながらの喫煙は、歩行者に火傷などを負わせる可能性がある危険な行為であることから、小中学校の通学路や公園なども「路上喫煙防止重点区域」の対象とし定期的な巡回を行うなど、安心・安全につながる取り組みをお願いしたい。

回答（市民文化局地域安全推進課）

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

路上喫煙防止重点区域は、人の往来が多い区域に限定して重点的、集中的に路上喫煙対策を実施して意識啓発を行うことで、区域外への波及効果も期待でき、条例の周知、PR効果も高くなると考えていることから、町内会や商店街、事業者等の関係者からの意見を踏まえ、更にパブリックコメントを実施した上で、特に人通りの多いターミナル駅周辺を指定しており、重点区域の変更は、再開発等により駅周辺の状況が大きく変わった際などに実施しています。

条例を実効あるものとするためには、広報・啓発活動・巡回活動等を継続して実施し、喫煙マナーを向上させることがなによりも重要と考えており、今後も引き続き路上喫煙防止対策に取り組んでいきます。

【田島支所へ要請】

1 『昭和電工前』バス停付近歩道の歩道補修（継続）

『昭和電工前』バス停付近では、昨年の政策制度要求により、排水施設内の集水樹2か所の清掃および側溝コンクリート蓋の補修を行っていただいた。

これにより、損傷した蓋での躓き等に対しては一定の対策がされたものの、特に上り線バス停付近では、蚊が大量に発生する状況は変わっておらず、衛生面での懸念は払しょくされていない。

当該箇所は、近隣企業の大型車両の出入り等により、側溝のコンクリート蓋の損傷が激しいことから、以降もコンクリート蓋の点検・交換と定期的な清掃を求めるものであるが、衛生上の課題解決に向けて、排水内部の消毒など蚊の発生に対する対応をお願いしたい。

回答（川崎区役所道路公園センター整備課）

当該箇所の側溝のコンクリート蓋につきましては、隣接企業の車両が常時出入りしていることなどを踏まえ、損傷の著しい蓋は部分的に交換するなど、必要に応じて行ってまいります。また、排水施設の清掃については適宜実施しております。

2 鋼管病院前バス停（継続）

臨港バス『鋼管病院前』バス停は、川崎駅から到着する側のバス停に屋根が設置されていない。

当該箇所は、鋼管病院で診察を終えた方の利用も多く、雨天時等は雨に濡れることにより体調悪化の懸念も考えられる。加えて、川崎駅へ向かう側のバス停で雨宿りしている方が、バスの到着時に慌てて道路を横断し、転倒して怪我をする事例が発生した。

また、雨天時は、バス停利用者が背後のマンションの敷地内で雨宿りするなど、防犯上の課題にもなっている。

昨年の政策制度要求では「本件の設置要望について、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者に御要望をお伝えしてまいります。」とあったが、バス事業者への要望の後どのような回答があったのか確認したい。

回答（まちづくり局交通政策室）

バス停留所の上屋の設置につきましては、利用状況や地域要望等を踏まえ、歩道幅員等も確認し、バス事業者が設置を行っているところでございます。

本市といたしましては、本件の設置要望について、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者に御要望をお伝えしてまいりました。

同社からは、「今後、関係機関と協議してまいります。」との回答をいただいておりますが、交通環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

3 南武支線および鶴見線の増便

通勤時間帯のＪＲ鶴見線・南武支線の混雑については、これまでも政策制度要求として挙げてきており、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて要望を伝えていただき、ダイヤ改正での増便に繋げていただいている。

しかし、通退勤時間帯のピーク時の利用者からは、まだ混雑は解消されていないとの声が挙げられている。

引き続き、路線の利用状況に応じてダイヤ改正を行うなど、混雑解消に向けた路線事業者への要請をお願いしたい。

回答（まちづくり局交通政策室）

ＪＲ鶴見線・南武支線につきましては、沿線の通勤・通学者等の大切な交通手段であることから、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、通勤・通学時の増便や、立地企業の就業状況に応じたダイヤの設定を、ＪＲ東日本に要望しております。

本市といたしましては、一層の利便性向上に向け、引き続き、輸送力増強等を要望してまいります。

4 産業道路 富士電機川崎工場前の街路樹剪定（継続）

産業道路の富士電機川崎工場前は、時期によって街路樹が茂ることで街灯を覆い、夜間通行時は照度が不足することがある。また、街路樹が自転車通行帯をふさぐ形で茂ることで、歩行者と自転車運転者の動線が交ってしまうことから、接触事故等の恐れもある。

以上のことから、街路樹が繁茂する前での剪定をお願いする。

回答（川崎市役所道路公園センター整備課）

街路樹については、定期的に高木の剪定やツツジ等低木の刈込を行っているほか、巡回点検や市民からの要望により、適宜対応しております。

今後も生育状況に応じて適宜剪定等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

5 浜川崎駅 鶴見線連絡通路（継続）

浜川崎駅の鶴見線連絡通路については、出勤時間帯はＪＲ鶴見線および南武支線の利用者、加えてＪＦＥ構内に向かう利用者を中心に混雑している。そうした中、鶴見線連絡通路に設置されている改札機は「入場・退場」が区別されている仕様となっており、夫々の設置位置も電車利用者と歩行者が接触しやすい位置となっている。

昨年の政策制度要求にて、浜川崎駅の鶴見線連絡通路について、連絡通路内で利用者同士の同線錯綜を回避する検討を要望し、「駅施設管理者であるＪＲ東日本に対し、御要望を伝えてまいります。」との回答を頂いた。

その後のＪＲ東日本殿からどのような回答が頂けたのか確認したい。

回答（まちづくり局交通政策室）

浜川崎駅の改札機につきまして、駅施設管理者であるＪＲ東日本からは、入出場に対応した簡易 Suica 改札機の設置計画はありませんが、機器の更新に合わせ、ご要望も参考としつつ設置位置の変更を検討していくと伺っています。

4川幸総第1375号
令和5年2月22日

川崎地域連合幸地区連合
議長 小山 國正 様

川崎市幸区長 赤坂 慎



2023年度対区要請に対する回答について

幸地区連合の皆様が「働きやすく住みよい街づくり」に向け、特に幸区民の生活向上、さらに身近な諸問題の改善に向け、地域に根ざした積極的な取組をされておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。

また、区行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮と御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年(2022)年10月19日に御要請いただいた件につきまして、別紙のとおり回答しますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

(総務課庶務係 横田担当)
電話 556-6603

回答様式

「幸地区連合」

<p>要望項目(番号) <u>新規 道路交通(1)</u></p> <p>回答局課名 <u>幸区役所危機管理担当・道路公園センター</u></p> <p>担当者 危機管理担当 鹿山 TEL 044-556-6605</p> <p>担当者 道路公園センター 渡邊 TEL 044-544-5500</p>
<p>要望内容</p> <p>(場所) 幸町交差点(府中街道起点、ソリッド前)</p> <p>(現状) 幸町交差点は歩車分離になったが、アンダーパスの自転車道から出てくる自転車は、信号(車道用を見るべき)を守らないことが多い。(本交差点の横断歩道の信号機には【自転車歩行者専用】の記載はありません)</p> <p>(改善策) 自転車の人がどの信号を見るべきかルールを知らないのだと思う。歩行者用信号を見て同時に進行してくるため歩行者と接触する。看板ではなく、自転車用に信号を設けるか、どの信号を守るべきかを明記するか、現場に立って周知するかなどの対策をお願いしたい。</p>
<p>回 答</p> <p>当該要望につきましては、交通管理者である幸警察署から「当該交差点への自転車用信号の設置は困難である。また、自転車利用者の交通ルールの周知については、不定期に対応している。」との回答をいただいております。</p> <p>本市といたしましても、自転車利用者に向けた交通ルールの周知徹底やマナー向上を目的として、引き続き、定期パトロールの実施をまいります。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理担当)</p> <p>当該要望につきましては、交通管理者である幸警察署から「当該交差点への自転車用信号の設置は困難である。また、自転車利用者の交通ルールの周知については、不定期に対応している。」との回答をいただいております。</p> <p>本市といたしましては、矢羽根や自転車マークの設置により交差点内に自転車の通行位置を明示し、車道用信号の遵守を促す標識を設置するとともに、引き続き、自転車利用者に向けた交通ルールの周知徹底やマナー向上を目的とした定期パトロールの実施をまいります。</p> <p style="text-align: right;">(道路公園センター)</p>

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目(番号) 新規 生活環境(1)

回答局課名 環境局生活環境部収集計画課

担当者 中村 大輔 内線 31212

要望内容

古市場2丁目周辺のごみ集積所について、収集日に歩道がふさがれてしまい、通行の際に道路側を歩くため危険であることから、適正なごみ集積所を確保してもらいたい。

回 答

日頃から、本市の廃棄物行政に御理解と御協力いただきましてありがとうございます。

ご指摘いただきました地域の中で、一部の集積所においてごみが歩道をふさいでしまっている状況については、所管している中原生活環境事業所においても認識しているところです。

ごみ集積所は、利用している住民の方々で管理を行っていただいているものですので、各利用者によるルール徹底等については、一定程度時間がかかるものと思われませんが、排出マナー向上のための取り組みを実施していきたいと考えております。

今後の対応に向けまして、中原生活環境事業所(044-411-9220)に御連絡をお願いします。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目(番号) <u>新規 生活環境(2)</u> 回答局課名 <u>幸区役所危機管理担当</u> 担当者 鹿山 TEL 044-556-6605
要望内容 (場所) 幸区鹿島田駅周辺 (現状) 路上喫煙や自転車喫煙による受動喫煙が一向に減らない。健康面の懸念がある。 (改善策) 路上喫煙・自転車喫煙などの注意を強化していきたい。
回 答 当該要望につきまして、鹿島田駅周辺は路上喫煙防止重点区域に指定されており、路上喫煙防止指導員による巡回、注意、指導を定期的に行っております。 また、不定期ではございますが、路上喫煙等防止に向けた統一キャンペーンなども実施しており、今年度下期においては鹿島田駅周辺から新川崎駅周辺にかけて活動範囲を拡大し実施する等、啓発強化を図ってきたところです。 今後につきましても、路上喫煙や自転車喫煙の実情に即して柔軟かつ迅速な対応強化に努めてまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

回答様式

「幸地区連合」

要望項目(番号) <u>【生活環境】継続案件(1)</u>
回答局課名 <u>まちづくり局交通政策室</u>
担当者 <u>小室</u> 内線 <u>35822</u>
要望内容 (場所) 小向交番前(東芝研究開発センター前)のバス停(川崎方面) (現状) バス停に屋根がないので設置をお願いしたい。昨年度回答で、「川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、東急バスに伝えていく」とあったため、東急バスの回答内容を教えていただきたい。 (要望) 川崎方向のバス停に屋根を設置していただきたい。
回答 バス停留所の上屋の設置につきましては、利用状況や地域要望等を踏まえ、歩道幅員等も確認し、バス事業者が設置を行っているところでございます。 本市といたしましては、本件の設置要望について、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、東急バスに御要望をお伝えしてまいりました。 同社からは、「老朽化した上屋の対応を優先しており、新規には設置していない」との回答をいただいておりますが、交通環境向上に向け、再度、御意見をお伝えしてまいります。

※ 資料がある場合は、添付をお願いいたします。

5 川中総第 169 号
令和 5 年 5 月 17 日

川崎地域連合
中原地区連合
議長 稲富 正行 様

中原区長 板橋 茂夫

川崎地域連合中原地区連合政策制度要請に対する回答について

中原地区連合の皆様におかれましては、様々な活動をとおして、勤労者の労働条件の改善及び区民生活の向上に御尽力されておりますことに深く敬意を表します。

また、日頃から中原区行政の推進について、御理解・御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 11 月 2 日付けで御要請のありました件について、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、中原地域の発展と生活環境の改善のために、御支援・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

2023年度に向けた 中原地区連合 政策制度要請回答

(太枠囲み・ゴシック体の箇所が中原区への要望・回答です。)

【区への要望（独自項目）】

1 中原区に対する要望

(1) 交通政策

ア 狭い道の安全対策

【要望】

中原区では道幅が狭いことに加えて交通量も多い傾向にあることにより、過去から児童の通学路の危険箇所の指摘や、自転車と歩行者、もしくはバスやトラックなどの大型車と歩行者との接触の危険性など、歩行者の安全確保に関する様々な声に対する対策を要望してきた。しかしながら、実際には対策の難しさ、予算上の都合による優先順位等の理由により、注意喚起等の暫定処置にとどまるが多かった認識であり、今年度も依然として改善を望む声が多く寄せられている。

昨年度の要請において、通学路に関しては通学路安全対策会議において、教育委員会、警察、区危機管理担当、道路公園センターの4者が連携して対策を講じていること、交通ルールやマナーに関しては中原警察署や中原交通安全協会などの関係機関と連携して注意喚起や啓発活動を推進していることを回答いただいたが、直近で改善が図られた事例や今後の対策についての検討状況を報告すること。

【中原区回答】

通学路の安全対策については、毎年、通学路安全対策会議において、教育委員会、警察、区危機管理担当、道路公園センターの4者が、各学校から出された要望に対して連携して可能な安全対策を講じています。昨年度は、路面標示の修繕、信号機の時間調整、注意看板の設置、カーブミラーの調整等の対策を講じました。2023年度も引き続き通学路危険箇所改善要望の改善策を通学路安全対策会議の構成機関にて講じていきます。

また、通学路以外の通行危険箇所対策といたしましては、中原区等に寄せられた交通安全確保要望や実際に交通事故が起きた現場の対策として、交通安全対策各機関が連携して可能な対策を引き続き講じていきます。直近の具体例といたしましては、神奈川県警察本部、中原警察署、中原区役所危機管理担当、同道路公園センター及び建設緑政局道路河川整備部施設維持課にて交通事故現場に赴き、現地確認と安全対策の検討を行い、通行者に横断危険箇所として注意喚起する横断幕を設置する対策を行っております。

次に、交通ルールやマナーの交通安全啓発につきましては、区内小学校で行う交通安全教室や街頭で行う交通安全キャンペーン等を交通安全各機関に加え、NECレッドロケッツや富士通フロンティアーズ・レッドウェーブの選手や区内の高校生等と協同して行うことで、交通安全がより注目されるような方法を工夫しながら継続して行っております。

イ バス停周辺の安全対策

【要望】

① 下新城停留所（蟹ヶ谷・鷺沼行）中原街道沿い

バスベイによる歩道部分的幅員の狭小によりバス停ポール及びバス利用者が並んでいると歩道上の歩行者の通行の妨げになっており、近接私有地内でバス待ちもしている方も多数散見される。

バス待ちの方々は通行妨げに成らないようにバス停から離れての待機の状態になっている。

下新城バス停留所のバスベいの撤去による歩道幅員の狭小の解消することや、中原街道における自転車通行帯や歩道全般の見直し等を要望したい。上記二枚の写真の点字円の部分のバスベいを無くし歩道の幅員を確保して、安全に通勤通学出来る様にし、気を遣うことなくバス停待機出来るように対策を講じていただきたい。

② 中原駅付近の富士通の東側通路

当該道路は対面通行の道路である。通勤通学のラッシュ時、特に雨天時は歩行者天国状態になりバスが安全確保しながらの通行が非常に困難な状況にある。バス待ちの方々は通行妨げに成らないようにバス停から離れての待機の状態になっている。

歩道の整備や通勤通学時の安全対策を講じること。

【中原区回答】

①バスベいについては、緊急車両等の円滑な通行を目的として設置したことから、撤去することは困難と考えますが、バス停留所周辺の安全対策については、停留所を所管する交通局や中原警察署と利用者マナー等について情報共有を図ってまいります。

なお、自転車通行帯については、現在、区内で矢羽等の路面標示による通行環境整備に取り組んでいるところですが、今後も引続き関係局と連携を図り整備を進めてまいります。

②当該道路については、現在、片側に約1.7mの歩道と約5.1mの車道により供用していますが、歩道については、反対側に最低幅員2mを確保すると車両の交互通行ができないことから設置は困難な状況です。歩行空間の確保に向けて、区画線の設置などの安全対策を検討してまいります。

(2) 生活環境について

ア 屋外喫煙所の受動喫煙対策

【要望】

武蔵小杉駅（東急、南武線、横須賀線）周辺に屋外の喫煙所が設置されているが、煙、臭いに対する苦情が各所で挙がっている。特に横須賀線口のバスロータリーの喫煙所は利用者が多く煙も漏れやすいため受動喫煙のリスクが高く、すぐ横の横断歩道の信号待ちの際に不快に感じる声が多く寄せられている。

パーティションの設置で数年前よりも大幅に改善は図られているものの、引き続き設置の場所の変更や規定に沿って煙が外に出ないようなパーティションの改良等の対策を検討すること。

【中原区回答】

武蔵小杉駅の屋外の喫煙所については、東口・北口・横須賀口とパーティションの設置、場所の変更、改良等をおこなってきました。一部の喫煙所では移設は難しい状況ですが、今後も引き続き周辺の環境を踏まえパーティションの改良等検討してまいります。

【市への要望・回答を受けての区の考え方・要望等】

2 川崎市に対する要望に関連する中原区への要望

(1) 大規模災害対策に対する取り組みについて

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

想定される首都直下型地震や豪雨災害などの巨大災害に備えるため、過去に発生した災害から得られた検証結果と教訓を最大限に生かした「命を守る防災・減災」の災害に強い街づくりの推進が求められている。

- ①災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう川崎市における避難行動要支援者の名簿作成を徹底すること。
- ②「避難勧告等に関するガイドライン（2019年3月29日改訂）」が実際の避難行動に結びつくよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化すること。
- ③災害時や緊急の際に、日本語に慣れていない外国人が情報を得ることや情報収集にアクセスしづらい現状があるため、多言語化によるサポートを行うこと。
- ④福祉避難所の飛沫感染等の感染対策を踏まえた環境整備を目的に、必要な物資である簡易テントや簡易ベッド、携帯トイレ等の配置を進めていると聞いているが、配布の状況について報告すること。
- ⑤避難所指定されている学校体育館に空調設備を導入すること。

【川崎市回答】

- ①災害対策基本法に基づき避難等に特に支援を要する方として、一定の要介護度や障害のある方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しております。名簿につきましては、新規に対象となった方を加える等、毎年の更新作業を行っており、今後も適切な名簿作成に努めてまいります。
- ②令和3年度に総合防災情報システムの再整備を行い、モバイル端末による災害現場からの情報入力を可能にするとともに、防災気象情報や河川カメラ等との連携、防災ポータルサイト・防災アプリのリニューアルなど、防災情報の発信や収集について、強化・充実化を図ってきたところです。また、令和2～3年度にかけて、移動系防災行政無線のデジタル化再整備を実施し、大規模災害発生時に公衆の通信網が途絶した場合においても、市関係施設、防災関係機関、避難所及び災害現場の間で連絡ができるよう、情報通信手段の確保に努めております。引き続き、効率的・効果的かつ持続可能な防災情報発信について検討を進めてまいります。
- ③-1 防災ポータルサイトでは、避難指示等の発令について、日本語の他、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語の4言語に対応し、外国の方への情報提供を行っています。また防災アプリも、令和4年度内に多言語（4言語）対応予定です。
- ③-2 川崎市では、災害時や緊急時の際には、外国人支援を円滑に行うため、本市の要請により国際交流センター指定管理者が川崎市災害時多言語支援センターを設置し、外国人市民へ提供する情報等の翻訳、外国人からの相談・問合せ等への対応、多言語放送への協力などを行ってまいります。また、災害時における市ホームページでの「やさしい日本語」等による外国人市民向け情報発信の取組を実施してまいります。
- ④感染症対策を踏まえた二次避難所の開設・運営につきましては、令和3年夏から秋にかけて、市内入所系福祉施設約100施設にアンケートを実施し、各施設の状況やニーズに合わせて、備蓄物資（簡易テントや簡易ベッド、携帯トイレ袋等）、食料や水、ポータブル電源の配布を実施しました。今後も引き続き、福祉施設関係者の御意見等も踏まえつつ、必要な物資の配置を着実に進めてまいります。
- ⑤体育館の冷房等の空調設備の整備につきましては、普通教室の空調設備の更新を最優先とする中、検討課題の一つとして捉えているところです。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

中原地区独自の取り組みについて報告すること。
また災害対策については定着、点検活動を実施することが重要であるとする。毎年定期的に見直しや訓練を実施すること。

【中原区回答】

【中原区回答】

中原区では、平成29年度から、区民・関係機関・団体と連携した総合防災訓練を年2回実施するほか、職員の災害対応力の向上を目指し、区本部訓練をはじめとする区職員向けの訓練・研修や区役所周辺に居住する市職員向けの初動対応研修を実施しています。令和4年度の総合防災訓練では、国際交流センターと連携し、センターの紹介ブース出展及び避難所開設訓練での改善点の抽出を行いました。また、防災備蓄品については、毎年点検するとともに市と連携して物資の更新を行っています。今後についても継続的な訓練、備蓄物資の適切な管理を行ってまいります。

(2) JR南武線の輸送力増強と駅の安全対策について

(3) 南武線「平間駅」の踏切と周辺の安全対策について

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

- 1 JR南武線の混雑や運行の遅延はコロナ禍で多少緩和されたものの、以下の対応策の実行は必要と考える。
 - ①連続立体交差事業は、別線高架工法に変更して事業を継続するとしているが早期実現をはかること。
 - ②①に変更したことで、鹿島田駅のペDESTリアンデッキの一部を撤去すると聞いているが、不便さの解消に向けて検証すること。
 - ③連続立体交差に伴う高架化の活用については、自転車歩行者道を整備するようだが安全で明るい道にすること。
 - ④輸送増強の観点から、通勤・通学時間帯の増便や両の編成化の早期実現をはかること。
 - ⑤ホームの混雑解消の観点から、ホーム拡張の早期実現をはかること。
 - ⑥ホームドア設置を予定している駅について早期実現の続き働きかけをおこなうこと。
 - ⑦早急に全駅のAED（自動体外式除細動器）設置をおこなうこと。
- 2 「賢い踏切」を導入後、一定の成果は出ているようだが、抜本的な対策は出来ていない。連続立体交差事業の構造工法の見直しにより、平間駅前踏切の開かずの踏切解消までの期間短縮が見込めること聞いているが、連続立体交差事業の終了時期の具体的なスケジュールについて説明すること。

【川崎市回答】

- 1
 - ①JR南武線連続立体交差事業につきましては、令和5年度末に都市計画決定を行うことを目標に手続を進めています。引き続き、事業推進に向け取り組んでまいります。

- ②鹿島田駅のペDESTリアンデッキの内、少なくとも鉄道を跨ぐ箇所は撤去は必要となりますが、鹿島田駅の改札口が2階から1階になることなどを踏まえ、ペDESTリアンデッキを下ろす位置や歩道の安全対策などについて、地域の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。
- ③高架下につきましては、一部、矢向鹿島田線の歩道として活用することを検討しています。この他、南武線の東側に自転車歩行者道を整備することを検討しており、安全対策として自転車と歩行者の分離などについて考えてまいります。
- ④南武線の増発、車両の長編成化につきましては、神奈川県と県内全ての市町村及び経済団体によって構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等により、JR東日本に対し要望を行っているところでございます。長編成化につきましては、JR東日本から、ホームの前後に踏切のある駅が多いことや車両基地の拡張等、設備の大幅な改修が必要となるなどの課題があると伺っております。輸送力増強は基本的に鉄道事業者が取り組むべきものでございますので、本市といたしましては、今後も引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等により、輸送力増強について同社に対し要望してまいります。
- ⑤JR南武線におけるホーム上の混雑・安全対策につきましては、武蔵小杉駅において平成30年4月に下りホームの一部が拡張され、また、令和4年3月にホームドアが使用開始されたところでございます。本市といたしましては、南武線におけるホームの混雑・安全対策について、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議により、引き続き、JR東日本に対し要望してまいります。
- ⑥本市では、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、市民にとって身近な鉄道駅の安全性と利便性の確保に向け、ホームドア整備に対して補助制度を設けて、鉄道事業者による整備を促進しているところです。今後、整備を予定している駅につきましては、引き続き、JR東日本に対しホームドアの早期設置について、働きかけてまいります。
- ⑦AEDの設置につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、設置駅の拡大や、AEDを的確に使用するための駅員等への普通救命講習受講の促進等をJR東日本に要望しております。令和3年度の回答では、「今後、未設置駅への設置を検討する」と伺っており、引き続き、同社に対し、未設置駅への設置を求めてまいります。
- 2 JR南武線連続立体交差事業につきましては、令和5年度末に都市計画決定を行うことを目標に手続を進めており、開かずの踏切が解消する下り線の切替までは事業着手から約10年、事業完了までは約16年を見込んでいます。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

JR南武線の踏切の安全対策について、中原区内の踏切は平間駅に限らず、以前から混雑緩和や安全対策を望む声が多数寄せられ続けている状況である。「賢い踏切」が随時導入され改善が図られているものの、今後コロナ禍以前のように利用者数が増加し輸送力強化の観点で運行本数が再度増えた場合に踏切の課題が再発する懸念の声もある。

中原区内の踏切の安全対策と輸送力強化の両立について配慮し、対応すること。

【中原区回答】

踏切の安全対策と輸送力強化の両立につきましては、JR南武線連続立体交差事業や踏切などを所管する建設緑政局と連携し情報共有を図ってまいります。

(4) 子どもの貧困・子育て支援の強化について

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

- ①待機児童解消の取り組みは働く者にとって重要な政策である。川崎市は令和4年4月に待機児童ゼロを達成したと公表しているが、引き続き保育園入園希望者のニーズに対応した対策を継続すること。
- ②子どもの貧困対策については、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第5章において、必要な施策を総合的に推進していると承知しているが、教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する生活の安定と向上に資するための就労の支援、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり、前項各項目の情報提供をきめ細かに推進ならびに進捗を報告すること。
- ③川崎市は居場所づくりの包括的な支援対策としての「子ども食堂」の有用性と運営実態に鑑み、運営に係る継続的な支援を行なうこと。
- ④新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり児童虐待は大幅に増加している。警察から児童相談所への通報数は令和2年度12万1325件で前年比1万2207件増となっている。児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員などの体制強化を進めていると承知しているが、更なる対応に努めること。
- ⑤小児医療費助成制度について川崎市は0歳までは全額助成（所得制限なし）だが、1・2歳で所得制限が入る。年齢制限、所得制限の撤廃をすること。
- ⑥産後ケア事業は令和2年に改正されているが、川崎市は横浜、相模原と比較して申請のハードルがあり、かつ金額が高く、利用期間も決まっている。例として川崎市は宿泊で1万8千円であるが横浜市では高くても6千円。横浜市並みに補助制度を拡充すること。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/ninshin/sangoboshikea.html>
- ⑦児童ができるだけ早く合理的な配慮の下で教育を受けられるよう、川崎市発達相談支援センターを保護者に周知すること。また、センターの丁寧な対応は承知しているが、対応の迅速化（職員の拡充など）に努めること。

【川崎市回答】

- ①令和4年4月1日現在の待機児童数は、2年連続の0人となりました。待機児童の解消については市政の最重要課題と位置づけており、今後の申請状況等を踏まえ、より地域における需要等を見極め、新規整備に限らず、効果的な方法で受入枠の確保を怠りません。また、区役所においては申請前からの利用相談や希望する保育所を利用できなかった方に対するアフターフォローなど、きめ細やかな相談支援を実施し、保護者の保育ニーズに対応できる保育施設やサービス等を結び付けるマッチングに努めてまいります。今後につきましても、子どもを安心して産み育てられるまちを目指し、待機児童の継続的な解消に向けた取組を推進してまいります。
- ②子どもの貧困対策においては、子ども・若者の成長過程のいずれの段階においても、教育・福祉・保健・医療・雇用等、様々な野が連動し重層的な支援を行っていくことが必要と考えます。本市では、平成30年度からの4年間で計画期間とする「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者がすこやかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開していたところです。

子どもの貧困対策については、本プラン第5章において、基本的な考え方、施策の方向性、推進項目を示し、地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中ですこやかに成長できるよう、必要な施策を総合的に進めてきたところです。また、本プラン第5章については、毎年度、位置付けた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示し、有識者等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、本プランの継続的な点検・評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表しているところです。

- ③本市では、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的として「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施し、物品の購入費や実施場所の賃借料、水道光熱費など、取組の実施に直接要する経費の補助を行っております。補助金交付団体には、子ども食堂を実施している団体も含まれております。今後も引き続き、関係局区と連携しながら、地域で活動する団体に対する必要な支援を実施してまいりたいと存じます。
- ④これまで平成30年12月に策定された児童虐待防止対策体制総合強化プラン及び令和元年6月に成立した改正児童福祉法に基づき、児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員など体制強化を進めてきたところでございます。今後とも国の次期プランの策定等の動向を注視しながら、体制強化に努めてまいります。
- ⑤小児医療費助成制度について、令和5年度中の拡充に向け、検討を進めてまいります。拡充の内容につきましては、通院医療費助成の対象を小学校6年生から中学校3年生に拡大し、所得制限は撤廃してまいります。また、市民税所得割非課税世帯を除く小学校4年生以上を対象に、1回500円を上限として設けている一部負担金につきましては、制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、維持すべきものと考えています。
- ⑥産後ケアにつきまして、他都市におきましては、利用に際して事前に専門職の行政職員と面談することを要件とし、必要と認定された場合に限り利用できる仕組みとしているところが多くなっております。一方、本市におきましては、産後ケアや育児支援だけでなく、産婦の休息を目的とした利用も可能とし、事前の審査なく、迅速に利用することが可能となっております。自己負担額につきましては、限られた財源の中、受益と負担の観点を踏まえ、多くの方が利用できる持続可能な制度とするため、利用者の皆様に一定の御負担をお願いしているところでございます。今後につきましても、引き続き利用の動向等を注視しながら、支援を必要とする方が確実に利用できる制度運用に努めてまいります。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

- ①の待機児童解消の取り組みについて、昨年度に引き続き今年度も待機児童についてはゼロを達成しているものの、希望の保育所とのマッチングがうまく合わずに兄弟姉妹で違う保育所に預けざるを得ない状況について改善を求める声も依然として上がっている状況である。保育所の数だけではなく質も向上させることによって保育所の選択肢も増え、上記のような声も改善していくものと考えているが、今年度の中原区の実態と対応について報告すること。
- ③ 子供の貧困対策について、中原区としての取り組み状況を報告すること。
また、企業の災害時の備蓄を入れ替える際に解放される水や食料などを貧困家庭にも配布をする仕組みづくりを行政が主となって推進すべきではないかという声もあるが、その点についても補足いただきたい。
- ④ 産後ケア事業については、内容の拡充以前に制度が知られていない課題もあり、川崎市の中でも

出生数が多い中原区が率先して周知・推進すべきと考える。中原区の利用状況や対応状況について報告すること。

【中原区回答】

- ①中原区の状況としましては、2年連続で待機児童が0人となっています。しかしながら、最も申請の多い1歳児は保育児童が多いことや、0歳児については定員割れする保育所等もある状況です。その背景には、育児休暇制度が充実し、取得しやすくなったことが影響しており、クラス年齢ごとで需給のミスマッチが生じています。産休明け児童や兄弟同時同園入所希望ケースについては、認可、認可外とも勧奨可能施設が限られてしまうため、1次利用調整で保留となった方には希望する保育園の近くで空きがある施設を案内するなど、状況によっては兄弟別園で空き施設を勧奨した結果、兄弟が違う園になってしまうような場合もございます。
- 今後につきましてもこども未来局と連携し、認可保育園だけでなく、認可外保育園の空き情報も収集するとともに、相談の段階で丁寧に聞き取り、アドバイスを行いながら、申請者のご要望に沿った待機児童解消対策に取り組んでまいります。
- ③子どもの貧困についての対策ですが、教育、福祉、医療、雇用など様々な分野における連携が必要な課題と考えております。子どもに限らず、区役所では、一般的な貧困相談を行っています。多くの専門職による相談支援を行っておりますので、子どもの貧困についても、これまで構築してまいりました地域ネットワークを活用して、生活に困難を抱えるこども・若者とその家庭を把握し、個別の支援ニーズに寄り添い、地域団体の方々や社会福祉協議会・児童相談所・小中高等学校など関係機関と連携しながら取り組んでいます。
- ④産後ケア事業の周知につきましては、全市でのホームページ等で周知をしている以外にも、産科病院や区役所での妊娠届出時、新生児訪問等の各機会を通じ行っています。特に、「出産後に自宅に帰っても育児を手伝ってくれる人がいなくて不安」、「授乳がうまくいかない」「ゆっくりと休息したい」等の育児の支援の必要な方に本事業を積極的に紹介しています。また、宿泊によるケアを必要とする方がより利用しやすい制度とするため、令和5年4月から利用料を1日7,500円に減額したところであり、周知を強化してまいります。利用状況については、中原区は出生数が市内で一番多いこともあり、利用状況も最も多くなっており、必要に応じて区役所から継続した支援を行っています。

(5)「教室シェアリング」や「みんなの校庭」プロジェクトについて

川崎市への要望と回答

【川崎市への要望】

「教室シェアリング」や「みんなの校庭」プロジェクトは学校教育以外の目的で学校を使うことが「当たり前」となるような意識の醸成を図ることや登録・予約といった、現の施設開放のハードルを下げ、市にとって近な学校施設が、生涯学習・地域交流の拠点や子どもの安全な遊び場となるようなプロジェクトと聞いている。

放課後から夜間、土日祝日などの学校施設の利用は教職員のこれ以上の多忙化や学校運営の支障につながる可能性が懸念されるため、導入にあたっては学校と協議しながら丁寧にルール作り等を進めること。

【川崎市回答】

学校を地域の核として、地域ぐるみで子どもを育てていくことはとても重要であり、そのために

も、学校施設を地域の貴重な資源として、より有効に活用してもらえよう、「K a w a s a k i 教室シェアリング」や「みんなの校庭プロジェクト」に取り組んでおります。持続可能な仕組みづくりに向け、地域人材や多様な主体とも連携しながら、庁内横断的に取組を進めてまいります。

中原区への要望と回答

【中原区への要望】

中原区としても、学校側の多忙化につながらないように学校と協議をしながら丁寧に進めること。

【中原区回答】

学校を場に事業を実施する場合には、教育委員会事務局と連携するとともに、学校側の負担とならないよう取組を進めてまいります。

【県警への要望・回答を受けての区の考え方・要望等】

3 道路交通、信号標識に関する神奈川県警への要望

【要望】

昨年度より、信号、道路標識・標示、自転車、取り締まり・規制に関する個別の要望については、川崎地域連合で各地区の地区連合（中原地区、北部地区、幸地区、田島地区、大師地区、川崎中央地区）からの要望をとりまとめ、神奈川県警へ直接要望書として提出した。

提出した要望において中原区に関するものは、中原地区連合から7件、他地区から9件であり（詳細については別紙2、別紙3に記載）、要望については神奈川県警と連携の上、中原区としても改善の働きかけを願いたい。

【中原区回答】

要望箇所については、中原区の交通安全に関する環境が改善するよう、中原警察署に働きかけてまいります。

4川高総第880号
令和4年12月23日

日本労働組合総連合会 神奈川県連合
川崎地域連合 北部地区連合
議長 森川 靖之様

高津区長 鈴木 哲朗
宮前区長 南 昭子
多摩区長 藤井 智弘
麻生区長 三瓶 清美

令和4年度対区要請について（回答）

日ごろから労働環境の向上、地域課題への熱心な取り組みに対し、敬意を表しますとともに、北部4区の区行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

令和4(2022)年10月14日付けの貴職からの要請につきまして、別紙のとおり回答いたします。

川崎地域連合・北部地区連合

令和4年度 対区要請回答書

令和4年12月23日

高津区役所・宮前区役所・多摩区役所・麻生区役所

要請項目（平和・人権政策－1）

要請内容 1. 子供たちの健全な育成に向けた取り組みについて（全区）【継続】

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付および小規模保育等への給付が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。

令和元年5月には、こども・子育て支援法の一部改正が行われ、支援の内容や水準は良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。

しかし、令和3年度は市内の児童相談所および区役所が受けた児童虐待相談・通告件数が5,832件、対前年比4.9%の増加となっています。長引く新型コロナウイルス感染症の影響による、潜在的な貧困や虐待への察知、フォロー体制の強化も急務となっています。

今後についても、「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き子育て家庭への支援や、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活課題や経済的困窮を抱えた子どもや家庭を問題が重篤化する前に発見し、各区役所の子育て支援・福祉関係部署と連携を図り、積極的かつきめ細やかな支援が進むよう要請します。

また、各区の子どもの貧困に関わる実態調査と健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策報告をお願いします。

回答 【こども未来局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【こども未来局】

本市では、子どもの貧困調査も兼ねた「川崎市子ども・若者調査」を踏まえて、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、質の高い保育・幼児教育の推進や子どもが安心して暮らせる支援体制づくりなど、総合的に子ども・子育て支援施策を推進しているところでございます。

今後につきましても、当該プランに基づき、計画に位置付けた事業等の進捗状況について、点検評価結果報告書を公表するとともに、関係局区や関係機関・団体等との連携を図りながら、取組を進めてまいります。

【高津区】

・子ども・子育ての関係機関が出席するネットワーク会議を開催したり、関係機関と協働して講座、イベントを開催することで、子ども・子育て支援のネットワーク作りを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図りました（子ども・子育てネットワーク会議、子ども・子育てフェスタ等）。

・子ども・子育てネットワーク会議と協力連携しながら、よりわかりやすい子育て情報の発信を行いました（子育て情報ガイドブック「ホッとこそだて・たかつ」、ホームページ、子育てアプリ等）。

・子育て中の親子が学習、交流及び相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めました（両親学級、親育ち支援事業、あつまれキッズ等）。

・H26年より「居住実態が把握できない児童」に関する調査（3～4ヶ月児健診、1.6歳

児健診、3歳健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査)を実施するとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において虐待予防及び虐待の早期発見・早期対応に向けた取組を、関係機関(児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、保育所等)と連携して実施しています。また、令和4年度には社会福祉職を1名増員し、増加する児童虐待に的確に対応するため、要保護児童対策地域協議会連携調整部会の充実強化を図っています。

【宮前区】

・今年度も、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら各種事業、イベントを実施しております。

・緊急事態宣言等の発令や感染状況を踏まえつつ、子ども・子育てに関係する機関・団体が構成される会議や、関係機関との協働による講座・イベントを開催することを通じて、こども・子育て支援のネットワークづくりを推進し、地域全体でこども・子育てを支える意識の向上を図りました。(子ども・子育てネットワーク会議、子ども・子育てフェスタ等)。

・子育て中の親の声や関係機関の意見を参考にして、より分かりやすく、タイムリーな子育て情報の発信を行いました(「宮前子育てガイドとことこ」)。

・子育て中の親子が学習、交流、相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めました(両親学級、子育て支援者講座等)。

・平成26(2014)年より「居住実態が把握できない児童」に関する調査(3か月健診、1.6歳健診、3歳児健診の未受診時に関する追跡調査を実施しています。そして必要に応じて要保護児童対策地域協議会において虐待予防、虐待防止を行い、健全育成に向けた取り組みを関係機関(保育、幼稚園、小・中学校等、児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等)と連携して実施しています。

要請項目(平和・人権政策-1)

要請内容 1. 子供たちの健全な育成に向けた取り組みについて(全区)【継続】

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付および小規模保育等への給付が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。

令和元年5月には、こども・子育て支援法の一部改正が行われ、支援の内容や水準は良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。

しかし、令和3年度は市内の児童相談所および区役所が受けた児童虐待相談・通告件数が5,832件、対前年比4.9%の増加となっています。長引くコロナウイルス感染症の影響による、潜在的な貧困や虐待への察知、フォロー体制の強化も急務となっています。

今後についても、「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き子育て家庭への支援や、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活課題や経済的困窮を抱えた子どもや家庭を問題が重篤化する前に発見し、各区役所の子育て支援・福祉関係部署と

連携を図り、積極的かつきめ細やかな支援が進むよう要請します。

また、各区の子どもの貧困に関わる実態調査と健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策報告をお願いします。

回答 【こども未来局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【多摩区】

・区内の子どもに係る市民活動団体と子ども施策に関連する機関で構成する「多摩区こども総合支援連携会議」を年1回開催し、ネットワークの形成と連絡調整機能の強化を図っています。また、保育園や学校、子どもに係る団体など区内の子育て支援関係者を対象に、社会情勢を踏まえた「子育て支援講演会」を年1回開催しています。

・区内の子ども・子育て支援に関する情報をまとめた「多摩区地域子育て情報BOOK」や、子どもに関する各種相談窓口を記載しているリーフレット「多摩区こども相談窓口」、ホームページや子育てアプリ等多様な媒体を活用し、安心して子育てができるように情報を提供しています。

・乳幼児期の親子が地域で交流し、集団遊びや情報交換をすることで孤立した育児状況を改善するための地域サロンを、地域の方々と一緒に開催しています。また、多胎児など育児不安につながりやすい要因を持つ方々の育児支援グループを多職種で開催し、相談や交流の場としています。主に0歳児の親子に対しては、育児講座「ちゅーりっぷセミナー」を定期的に開催し、心理職を配置して育児力の向上に努めています。

・H26年より「居住実態が把握できない児童」に関する調査（3～4ヶ月児健診、1.6歳児健診、3歳健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査）を実施するとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を目的に、関係機関と連携した取組を実施しています。学齢期については、地域支援課の専門職が区内の全小中学校を訪問し、情報共有するとともに学校からの個別相談に対応するなど、学校と連携した取組を行っています。

【麻生区】

区内の子ども関連機関や団体等で構成している「麻生区子ども関連ネットワーク会議」では、情報交換や地域課題を共有するとともに、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるための意識の向上や団体間の連携強化を図りました。

「麻生区・6大学公学協働ネットワーク」に基づき、各大学の専門性を活かした講座や体験学習を行うことで子ども・子育て支援や人材育成を行っています。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した内容で実施しています。

子育て中の親子が学習、交流、相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めます（両親学級、育児・健康相談、地域子育て交流広場での講話等）。母親だけではなく父親が参加する機会も提供することで、子育てにおけるストレス、不安の解消、虐待防止に繋がります。また、子育て支援団体等と協働で「あさお子育てフェスタ」を開催しています。

ホームページやアプリ、子育て関連情報誌「きゅっとハグあさお」等各種媒体を活用した情報発信を行っています。

平成26年度から「居住実態が把握できない児童」に関する調査（3～4ヶ月児健診、1.6歳児健診、3歳健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査）を実施しています。

要保護児童対策地域協議会において虐待予防、虐待防止に関する普及啓発を行い、健全育成に向けた取組を関係機関（保育園、幼稚園、小・中学校、児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等）と連携して実施しています。

要請項目（平和・人権政策－２）

要請内容 ２． 保育所等施設整備の充実と保育士の処遇改善について（全区）【継続】

子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比+709人増の36,107人となり、また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比1,003人増の34,555人と共に過去最大となりました。

厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく令和４年４月１日現在の保育所等利用待機児童数は初の２年連続０人となりました。

希望保育園等に入所保留となった方は、４年連続減少となる前年度比294人減の1,552人となり、ニーズにあわせた個別の窓口相談を展開するなど、きめ細かな各区役所の取り組みが奏功したものと認識しています。引き続き待機児童数ゼロの継続へ向け、認可外保育園などの多様な受け入れ枠を用意するとともに、施設整備の充実を要請します。また、積極的な保育士の確保、処遇改善をはじめ、保育の質の基準を明確する取り組みをお願いします。

回答 【こども未来局】

待機児童ゼロの継続に向け、より地域における需要等を見極め、新規整備に限らず、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法で保育受入枠を確保してまいります。

また、保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱが導入されていますが、平成29年度から、経験年数の長い職員が多くいることで国の処遇改善加算を十分に受けられない施設に対する市独自の加算（市処遇改善等加算Ⅱ）を創設して処遇改善を図っており、さらに令和2年度から、加算額を増額して施設間の均衡が図られるよう取り組んでおります。

それに加え、令和4年2月から9月まで、保育士等を対象に収入の３％程度（月額9,000円）を引き上げる「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を国の公定価格上の算定対象職員に実施するとともに、市独自に市が配置を求める市加配職員や一時保育事業に従事する職員についても、同様に補助対象として実施しました。令和4年10月以降、それぞれ処遇改善等加算Ⅲ、市処遇改善加算Ⅲとして継続実施しております。

さらに、運営費においても、障害児や生後43日目から5か月未満の産休明けの子ども対応に係る加配保育士の人件費等、市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士等の事務負担軽減策としてICT化推進事業を実施するなど総合的に保育士等への処遇改善に努めているところであり、引き続き取組を進めてまいります。

キャリアアップ支援につきましては、県が実施する「神奈川県保育エキスパート等研修」の他に「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を実施し、「保育エキスパート研修」として指定することで、より多くの保育士等が研修を受講する機会を確保し、質の向上と処遇改善に向けて取り組んでいるところです。

保育現場における人材確保につきましては、市独自の就職相談会や保育所見学会等を通じた就職・復職支援に加え、無料の保育士試験対策講座などを実施し、コロナ禍における情勢も極めながら、感染症対策やWebを活用した手法も導入しつつ、人材確保に取り組んでいるところです。

今後につきましても、国の動向を踏まえながら、保育職場における人材確保に向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

要請項目（行政－１）

要請内容 1. 自然災害に強い街づくり育成に向けた取り組みについて（全区）【継続】

令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、甚大な被害をもたらしました。さらに、本年8月には記録的な大雨により九州・中国地方、東北・北陸の各地で土砂災害や河川氾濫による水害が発生し多数の被害が出る事態となりました。

近年このような自然災害が各地で発生しており、北部地区では急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域など立地的な不安要素も兼ね備えていることから、日ごろからの防災、減災への取り組み強化が一層必要であると認識しています。

危険地区の定期的な安全点検の頻度増加もしくは点検間隔期間の短縮への要請と、防災備蓄品の必要数の確保、高齢者や障害者などすべての地域住民が安全かつ適確に避難場所へ移動できる誘導点検や日頃からの周知活動の強化を要請します。

回答 【総務企画局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

平成29年度から発行しているタブロイド版「号外！備えるかわさき」や、防災啓発冊子「備える。かわさき」、各種ハザードマップ等の中で、家庭用備蓄の必要性について啓発しており、避難場所や避難方法についても、屋内待機、垂直避難など、指定避難所となっている学校等に避難する立ち退き避難（水平避難）以外の避難行動や、日ごろから避難ルートをはじめ家族の状況に応じた避難行動の判断フローについても啓発しているところです。

今後につきましても、市民の皆様の家庭内備蓄が促進され、適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。

【高津区】

高津区では、多摩川水系及び鶴見川水系の河川による浸水被害の危険性が指摘される一方、丘陵地域では急傾斜地における、がけ崩れ等の土砂災害の危険性が高いことが挙げられ、このような条件に対応した災害対策が求められています。

河川共同点検や土砂災害防止パトロールを関係機関と連携して実施しているほか、日ごろから地域特性に合わせて、自主防災組織や町内会・自治会、地域団体、学校等へぼうさい出前講座や防災訓練等の機会を通じて、災害リスクや発災時の対応について啓発しているところです。

また、風水害に備えて適切な避難行動をスムーズに取れるよう、避難する場所やタイミング、家族の状況に応じた備えなど、自分に合った避難計画を予め考えておく「マイタイムライン」の啓発にも努めているところです。

今後につきましても、区民の皆様の防災意識向上とともに、適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。

【宮前区】

防災啓発冊子「備える。かわさき」、各種ハザードマップを活用し、窓口での御案内、市民への研修・講座等を通じて、災害時の避難ルート・避難先の事前確認や家庭内備蓄の必要性について啓発しているところです。

今後につきましても、市民の皆様の防災意識向上とともに、市民の皆様が適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。

要請項目（行政－１）

要請内容 1. 自然災害に強い街づくり育成に向けた取り組みについて（全区）【継続】

令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、甚大な被害をもたらしました。さらに、本年8月には記録的な大雨により九州・中国地方、東北・北陸の各地で土砂災害や河川氾濫による水害が発生し多数の被害が出る事態となりました。

近年このような自然災害が各地で発生しており、北部地区では急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域など立地的な不安要素も兼ね備えていることから、日ごろからの防災、減災への取り組み強化が一層必要であると認識しています。

危険地区の定期的な安全点検の頻度増加もしくは点検間隔期間の短縮への要請と、防災備蓄品の必要数の確保、高齢者や障害者などすべての地域住民が安全かつ適確に避難場所へ移動できる誘導点検や日頃からの周知活動の強化を要請します。

回答 【総務企画局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【多摩区】

近年多発する自然災害に備え、多摩区では、日ごろから地域の特性に合わせて、自主防災組織や町内会・自治会、地域団体、学校等向けにぼうさい出前講座を開催し、マイタイムラインのワークショップ等を通じて、地域ごとに必要な情報を各種ハザードマップ（洪水・土砂災害・内水）で確認するなど、避難場所や避難方法等について啓発を行っているところです。併せて、ぼうさい出前講座では、自助として家庭内備蓄の必要性について啓発しており、並行して、指定避難所においても、通常の防災備蓄品のほか、コロナ対策として手指消毒液やマスク、フェイスシールド等を確保しているところです。

今後につきましても、区民の皆様が家庭内備蓄が促進され、適切に避難行動を取れるよう、啓発に努めてまいります。

気象情報により、台風襲来や大雨等が予想される場合におきましては、河川や水門等の事前点検を実施しているほか、異常気象時における職員動員時には、パトロールにより異常の早期発見に努めております。また、大雨による浸水が発生する恐れがある地域につきましても、近隣にお住まいの方が土のうを使用することができる土のうステーションを設置するなど、被害の最小化に向けた取り組みを行っております。

【麻生区】

近年台風や大雨による被害が日本各地で発生しており、年々発生頻度や伴う被害が増大する傾向にあります。本市においても令和元年度中に複数の台風により被害を受けるなど、災害発生リスクは高まってきていると認識しております。

麻生区においても、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等、発災時におけ

る立地的不安要素を抱えており、日頃からの防・減災への取組や地域との連携の必要があると考えております。ハザードマップを活用しての各区域に関連する情報の提供や、避難所運営会議開催時に併せて実施している防災備蓄品の内容確認、神奈川県川崎治水センター等との合同で行う土砂災害防止パトロールを行うほか、災害時に必要とされる情報の周知・啓発を総合防災訓練や市政だより等様々な機会を捉え引き続き行ってまいります。

要請項目（行政－２）

要請内容 ２．民生委員児童委員の充足と役割の明確化について（全区）【新規】

地域住民の立場に立って、生活のことで悩みを持っている方の相談に応じ、必要な場合には、役所や関係機関とのパイプ役となる民生委員児童委員ですが、2022年4月時点で麻生区の充足率が79.4%と最も低く、市内全体でも83.1%と政令指定都市の中でも低い水準となっています。充足率を高めるために展開している周知、広報活動などの新たな取組みがあればお聞かせください。

また、職務が曖昧で「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と抽象的な表現から本来職務に含まれない作業を引き受けてしまうなどのケースも散見されたとの報告があがっています。

こうした事態を防ぐ観点から、川崎市として活動の範囲や役割の明確化を規定するなど国へ要請し、また、川崎市独自に処遇改善を図る措置を講じるよう要請します。

回答 【健康福祉局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【健康福祉局】

広報活動について、今年度は民生委員児童委員の一斉改選に向け、市政だより5月号による特集記事、川崎駅アゼリアビジョンでの動画配信に加え、新たに区役所デジタルサイネージの活用や「かわさきFM」出演により活動状況を8回放送、候補者に配布するためのリーフレットを作成しました。また、これまで使用してきた一般広報用リーフレットの内容を改訂し、区役所をはじめ市民館、区役所等に配架しました。今後につきましても、様々なツールを活用した広報に努めることで認知度の向上が図られるよう、さらなる普及啓発に取り組んでまいります。

民生委員児童委員の処遇改善については、令和3年に各区の会長（市民生委員児童委員協議会常任理事）等をメンバーとした取組検討会を開催した中で、民生委員児童委員の活動内容の洗い出しや整理をしたところです。今後につきましても、民生委員児童委員の皆様が活動しやすくなるよう、各地区における取組の好事例の共有を図るなど、多様な主体とより良い連携が進められるように、活動環境の整備を進めてまいります。

【高津区】

高津区では、初めての試みとして、今年度の一斉改選にあたり、土曜日と平日夜間に町内会・自治会の方向けに個別説明会を開催し、民生委員児童委員の業務や一斉改選に向けた推薦手続き等について説明を行いました。その中で「質疑応答・意見交換」の時間を設け、他の町内会・自治会での取組をお互いに情報共有してもらいました。

また、職務内容については、各地区民生委員児童委員協議会、高津区民生委員児童委

員協議会と連携しながら、新任の民生委員児童委員に向けて民生委員児童委員の職務についての研修を行っておりますが、今後国への要請や川崎市独自の処遇改善については、川崎市地域包括ケア推進室と連携しながら検討してまいります。

【宮前区】

(充足率を高めるために展開している周知、広報活動などの新たな取り組み)

・区町連学習会（前年12月）で、現委員について再任可か不可か一覧を資料として配布し、早めに一斉改選について意識してもらえるようにしました。（H31一斉改選では3月の増員調査の時に配布）

・前年中に担当区域ごとの世帯数を抽出し、1月～世帯数800以上の区域を中心に、地区民児協会長と町内会・自治会へヒアリングを行いました。H31一斉改選では3月の増員調査の時に世帯数を抽出・検討していたが、民生委員の負担軽減に向けた増員要望を漏れなく把握するため、余裕を持って増員調査を行いました。

・欠員地区の町内会・自治会長へは定期的に聞き取りをし、情報収集をしています。区割りを見直すことで、欠員地区（団地）が解消予定のところもあります。

・タウンニュースでコロナ禍での新たな取り組みを広報することで、区民（町内会・自治会を含む）への広報と現委員のモチベーションの維持・向上を図りました。

・高齢者の介護や生活に関する展示を行った際に、民生委員のポスターやチラシを掲示・配布する場を作って地区民児協に説明に来てもらい、コロナ禍での活動の場を確保しました。

・区役所ロビーの他、保健所（健診ホール）に民生委員のポスターを掲示し、子育て世代へ活動をアピールしました。

要請項目（行政－2）

要請内容 2. 民生委員児童委員の充足と役割の明確化について（全区）【新規】

地域住民の立場に立って、生活のことで悩みを持っている方の相談に応じ、必要な場合には、役所や関係機関とのパイプ役となる民生委員児童委員ですが、2022年4月時点で麻生区の充足率が79.4%と最も低く、市内全体でも83.1%と政令指定都市の中でも低い水準となっています。充足率を高めるために展開している周知、広報活動などの新たな取り組みがあればお聞かせください。

また、職務が曖昧で「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と抽象的な表現から本来職務に含まれない作業を引き受けてしまうなどのケースも散見されたとの報告があがっています。

こうした事態を防ぐ観点から、川崎市として活動の範囲や役割の明確化を規定するなど国へ要請し、また、川崎市独自に処遇改善を図る措置を講じるよう要請します。

回答 【健康福祉局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【多摩区】

・欠員対策として、区及び地区町会連合会等の会合において、各地区の充足状況をお知らせし候補者の推薦について協力を依頼しているほか、欠員が生じている地域の町会・自治会あてに、3～4か月に1回程度、電話や文書で状況を確認しています。

・地域包括ケアシステム推進のため、年2回発行している広報誌「地ケアTAMA」や区役所1階のアトリウムにおけるパネル展示等において、民生委員児童委員の活動を紹介し啓発に努めています。

・活動に伴う困りごとに対しては、民生委員常任理事会等において、民生委員担当部署である地域ケア推進課をはじめ関係部署に気軽に相談していただけるよう連携に努めています。

【麻生区】

民生委員児童委員の充足率を高めるため、麻生区では、令和4年度の一斉改選にあたって、区独自広報用チラシを作成し、図書館や新型コロナワクチン接種会場へチラシを配架するとともに、市政だより、タウン誌などに民生委員児童委員の一斉改選に関する記事を掲載する等の広報活動を実施した。

町会・自治会向けの周知としては、令和3年度中に町会・自治会あてに、自分の地域の民生委員充足状況を示した資料を配布するとともに、町会内での広報を実施してもらう目的で、広報利用希望調査を実施した。令和4年度に入り、町連総会で充足率及び欠員状況の説明を行った。また、町会関係者から「大変な仕事であるので候補者を選出しづらい」という声が聞かれたことから、実態としての正しい活動イメージを持ってもらえるように、新任町会・自治会長研修で民生委員の役割や地域にいることのメリットと、現任の民生委員から実際の活動の流れややりがいについて説明していただき、実態との認識の一致をはかった。

また、地区民児協に対しては、一斉改選に向けた町会への説明内容を共有し、民生委員側から身近に候補者となる方がいたら、町会と連携するよう促すとともに、現任の方にできるだけ続けていただけるよう、各地区の会長等に働きかけをおこなった。さらに、民生委員の欠員が多い地区の地区民児協から各3名の参加による意見交換会を実施し、一斉改選及び充足率向上に向けた共通認識の共有を行い、現任の民生委員の方にも協力をいただきながら、充足率向上を目指し、活動した。また、当該地区において、民生委員と町会・自治会による地域情報交換会を開催し、双方の連携強化をはかるとともに、民生委員と町会・自治会及び近隣町会同士の間に見える関係づくりを行った。結果、麻生区は充足率が前回改選比6.2%増の84.1%（参考：令和元年77.9%）となり、大きく充足率の改善を行うことができた。

要請項目（道路・交通政策－1）

要請内容 1. JR南武線「大山街道踏切」の安全対策、渋滞緩和について（高津区）【継続】

回答 【建設緑政局】

都市計画道路溝ノ口線につきましては、平成29年3月に事業認可を取得し、事業に着手したところでございますが、JR南武線をアンダーパスで立体交差化する中、鉄道交差部から取り付く交差点間の距離が短いことなどから、道路構造上の課題がある状況となっております。現在は、課題解決に向け、小型道路への構造の見直しも含め検討を行い、交通管理者との協議を実施しているところでございます。

本事業は、中心市街地における用地取得が必要であることや、鉄道直下の大規模な工事であるため、完成までに長期の整備期間を要するものと考えておりますが、引き続

き、早期の課題解決に努めてまいります。

県道14号線の大山街道踏切の手前で歩道がなくなっているために、歩行者は車道を歩き踏切を横断しており、その際に歩行者と車両が接触しやすい状況です。

また、自転車や路線バスなどの交通量も多いことから、あらゆる交通事故が想定される危険箇所であると認識しています。

さらに、南武線の運行量が多い朝夕で遮断機がおりている時間も長く渋滞が日常的に発生しています。

アンダーパス化事業に向けた調査結果によると建設道路傾斜角が10%になるなど課題は認識していますが、早期に明確なスケジュールを示していただくことを要請します。

要請項目（道路・交通政策－2）

要請内容 2. 「パークシティ溝の口」南側の歩道の安全対策について（高津区）【継続】

高津区久本3丁目の「パークシティ溝の口」南側の歩道（みずほ不動産～パーラーノア溝の口店間のパークシティ溝の口側の歩道）やマジオたんぼぼ保育園溝の口ルーム前付近の歩道は、植え込み樹木の成長による根上がりや劣化のため歩道に大きな凹凸ができています。

一昨年度においても一部改修工事を施していただきましたが、歩道の老朽化が著しく毎年改修工事が必要であると認識しています。抜本的な歩道改修整備を強く要請します。

回答 【高津区】

樹木の成長（根上がり）による歩道への影響につきまして、現地調査を実施したところ、多少の凹凸は確認できたものの、大きな損傷等は見受けられなかったことから、引き続き経過観察を行いながら歩道補修の適切な時期を見極めて対応させていただきます。

要請項目（道路・交通政策－3）

要請内容 3. 溝の口駅南口ロータリー出入口信号の安全対策について（高津区）【継続】

都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点の渋滞対策については、平成30年度10月に地域からの要望があり、現地調査を実施し影響が確認されたとのことで信号の調整が図られましたが、渋滞の緩和には至らず、雨天時の朝などは送迎車でロータリー内部が混雑している状況です。また、朝夕の路線バスが多い時間帯などは数台しか進まない状況も見受けられます。

付近の高津区役所前は完全歩車分離式になっていることは安全面を考慮しての事だと考えられ、安全性が担保されていないから警備員を配置する必要があるのだと思われます。課題解決に向け進捗状況の報告と完全歩車分離式への変更を強く要請します。

回答 【建設緑政局】 【高津区】

【建設緑政局】

都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点につきましては、これまで渋滞対策について地域の方々から御要望をいただいた中で現地調査を実施し、横断歩道を利用する歩行者等により、高津区役所側からロータリー内へ左折する車両が円滑に進入できず、同一車線の直進車の通行に影響を及ぼしていることを確認いたしました。

交通の円滑化に向けた対策について、交通管理者と協議を行った結果、ロータリー内

へ左折する車両を円滑に進入させ、直進車の通行の渋滞緩和を図るため、令和2年3月に交通管理者において歩行者の信号現示を調整いたしました。

引き続き現地の状況を注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。

【高津区】

溝口駅南口ロータリーの信号機につきましては、高津警察署から、一昨年3月に信号機の秒示調整を実施したことを確認しています。この際、歩車分離式の信号機の設置を検討しましたが、車両の待ち時間が増え、更なる渋滞を発生させてしまうデメリットがあることから、秒示調整を選択したことも確認しております。

要請項目（道路・交通政策－4）

要請内容 4. 多摩区生田出張所入口前道路の安全対策について（多摩区） **【継続】**

建替えが完了し、令和3年6月に業務開始となった生田出張所は、地域のさまざまな拠点としての役割を發揮し、利用者が多く訪れますが、生田出張所入口信号から狭隘路を長い距離にわたり通行しないとたどり着かない場所にあります。

そのため、自動車と歩行者がすれすれの状況が散見され非常に危険です。

利用者が、安全に安心して通行できるようや乗用車同士や歩行者が互いの発見を早めるためのカーブミラーを生田7丁目18-1付近、自動販売機横の電柱に増設することや危険箇所周知の道路標示、配置型看板を新設するなどの対策を講じるよう要請します。

回答 **【多摩区】**

現地調査を実施したうえで、生田出張所入口信号付近に、「危険 歩行者に注意」の電柱幕を設置するとともに、路面標示の対策を講じてまいりました。

引き続き町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めるとともに、啓発看板やカーブミラー設置に向けて取り組んでまいります。

要請項目（道路・交通政策－5）

要請内容 5. 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動と取り締まりについて（全区） **【継続】**

世田谷町田線、川崎府中線、野川菅生線、野川柿生線など通勤、通学時間帯には自転車交通量が非常に多い道路を抱える北部地区では、令和3年度で計448件の自転車事故が発生しています。自転車どうしの事故や自動車、歩行者との接触事故が散見されている状況です。音楽を聴きながらの走行、スマホを操作しながらの走行、信号を無視した走行、さらにブレーキ装置を備えていない自転車も走行していたりするなど法令違反を繰り返す自転車乗りは増加の一途をたどっています。

市民が被害者にも加害者にもなるのを未然に防ぐために、自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進と軽車両として法令違反を看過せず取り締まりの強化を要請します。

回答 **【市民文化局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】**

【市民文化局】

自転車利用の安全利用につきましては、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間をはじめとした各キャンペーン等あらゆる機会を捉えて、地域の方々や警察と連携し、チラシや自転車マナーアップの小冊子を配布するとともに、保護者や中・高校生を対象に自転車安全利用のチラシ等を配布するなど、対象者を絞った啓発、市ホー

ムページ、市ツイッターなどを活用した啓発を行っています。また併せて、交通安全教室での指導や、制服姿の「自転車マナーアップ指導員」が自転車交通事故多発地域を中心とした市内を巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。

本市としましても、自転車利用者が安全運転を心がけ加害者や被害者にならないよう、引き続き、関係機関・団体等と連携した啓発活動を推進してまいります。

【高津区】

高津区では、区内全小学校を対象とした自転車の交通安全教室や中学校、高等学校でのスケアードストレイト方式による自転車教室を実施しています。また、年に2回、KANTOモータースクールで小学生を対象とした親子自転車教室を開催するとともに、秋の交通安全運動期間中には地元の高等学校と協力して、自転車の安全運転を目的とした啓発活動を実施しています。

また、昨年度からは区独自に自転車の交通安全に関する冊子を作成し、広く配布しています。

なお、法令違反の取り締まりについては、高津警察署の管轄となりますので、御要望について情報提供しております。

今後も、地域の団体や高津警察署と連携し、交通安全教育を継続していくと共に、効果的な対策に取り組んでまいります。

【宮前区】

宮前区では、「宮前区交通安全対策協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと、交通安全の取組を進めています。

具体的には、小学生を対象とした自転車交通安全教室の開催、県民交通安全の日、高齢者交通安全の日、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間の各種キャンペーン、街頭監視など、交通安全に関わる各種啓発運動を展開しており、こうした様々な機会を捉えて、自転車のながら運転等の危険運転に関する注意喚起を行っています。

また、平成27年度からは中学生を対象としたスケアードストレイト（危険の直視）方式の交通安全教室を開催し、スタントマンによる自転車の「ながら運転」などの危険行為事故の実演を、生徒が目の前で直視することで、交通安全意識の高揚を図る等の取組も進めています。

御要請いただきましたことについては、宮前警察署に情報提供いたしますとともに、これら様々な危険行為の防止につながる取組を、地域住民や警察などの関係機関との連携により、推進してまいります。

要請項目（道路・交通政策－5）

要請内容 5. 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動と取り締まりについて（全区）【継続】

世田谷町田線、川崎府中線、野川菅生線、野川柿生線など通勤、通学時間帯には自転車交通量が非常に多い道路を抱える北部地区では、令和3年度で計448件の自転車事故が発生しています。自転車どうしの事故や自動車、歩行者との接触事故が散見されている状況です。音楽を聴きながらの走行、スマホを操作しながらの走行、信号を無視した走行、さらにブレーキ装置を備えていない自転車も走行していたりするなど法令違

反を繰り返す自転車乗りは増加の一途をたどっています。

市民が被害者にも加害者にもなるのを未然に防ぐために、自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進と軽車両として法令違反を看過せず取り締まりの強化を要請します。

回答 【市民文化局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【多摩区】

自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進として、多摩区では、小学校等を対象にした「交通安全教室」を警察とともに実施し、自転車の安全な乗り方の啓発を行っています。

また、自転車マナーアップ強化月間や各季の交通安全運動期間に実施するキャンペーン等を通じ、自転車の交通ルールやマナーの啓発を行っています。

自転車マナーアップ強化月間には、昨年度に引き続き、区内の管理事務所のある駐輪場や保育園・幼稚園・高等学校・大学へ啓発チラシ及び小冊子等の配布を依頼し、自転車事故防止等の啓発を行いました。今後も、様々な機会を通じ、広報啓発に努めています。

なお、交通法令違反の取り締まりに関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

【麻生区】

麻生区においても、区内幹線道路等での自転車利用は多く、それに伴い関連する事故も発生しており、近年コロナ禍により一層自転車利用が増えるに従い法令を違反する利用を行うケースも増える事から、今後も事故件数は増加していく傾向にあると思われまます。

麻生区では、利用者が被害者にも加害者にもなるのを未然に防止するため、自転車利用の危険運転撲滅に向け、各季の交通安全運動期間をはじめ、機会を捉えて周知啓発を行っております。今後も引き続き実施していくとともに警察と連携して、利用者・歩行者双方とも安全・安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

要請項目（道路・交通政策－6）

要請内容 6. 残り時間表示器付き歩行者用信号機の設置について（全区）【継続】

川崎市における高齢化率をみたときに令和2年で麻生区と宮前区が22%以上であり、令和2年推計では北部4区の高齢化率は10ポイント以上上昇の見込みとなっています。高齢者や身体の不自由な市民や幼児など横断歩道において早く渡ることが困難な方々にとって、青色点滅時、戻ることやより速く渡りきることは困難な状況です。青色点滅時間も横断歩道によってまちまちであり、横断歩道に歩行者が残り、状況によっては二輪車や自動車などが近接したり、接触するような危険性があります。設置前後での歩行者の横断挙動の変化について分析した結果、残り時間表示方式による赤開始時残留歩行者数の減少と、歩行者による肯定的評価を得たとの報告もあります。今後、超高齢化社会を迎えるにあたり道路環境の整備は喫緊の課題であると認識していますが、各区において残り時間表示付き歩行者用信号機の設置を要請します。

回答 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目（道路・交通政策－7）

要請内容 7. LED信号機普及の促進について（全区）【継続】

丘陵地が多く高齢化率上昇傾向にある北部4区において高齢運転者は増加傾向にあり、逆走、ペダルの踏み間違いや標識や信号の見落としなどによる事故が社会問題として取りざたされています。反応の衰えなどとともに視力の低下も大きく運転に作用しているといわれています。

電球式では西日等が当たった場合に、点灯しているように見える疑似点灯現象が発生しますが、LED式では、そのような現象が軽減され見やすく、事故防止の観点からも極めて有効です。また電球式に比べて消費電力が6分の1程度であるため、省エネルギー効果が高く、地球温暖化の原因となっているCO2の削減にも効果があります。さらに電球式が約半年から1年程度の寿命であるのに対し、LED式の寿命は、概ね6年から8年と見込まれており、省エネとあわせてメリットが期待できます。

令和2年度末時点でのLED化率は東京都がほぼ100%となるなか、神奈川県全体では車両用灯器で59.6%・歩行者用灯器で51.9%となっています。現在の状況報告と更なる普及へ向けた取り組みを要請します。

回答 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目（道路・交通政策－8）

要請内容 8. JR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路の車両進入規制について（多摩区）【継続】

JR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路は朝夕人通りが多く、とりわけ南武線到着後は人の流れが車道に及び、新改札口付近は車両が全く進入できないほどの状況です。京王線への連絡道路も車両が歩行者すれすれを走行する状況が常態化しており極めて危険です。ひとたびブレーキの踏み間違いや故意による危険運転が起これば悲惨な結果につながりかねないため、ひときわ狭くなっている一方通行出口(不二家付近)は通り抜け禁止とし、JAセレサ川崎駐車場からは府中街道へ抜ける手前の道路を通行させるなどの方策や危険箇所を周知する看板を設置するなどの対策を講じるよう要請します。

回答 【まちづくり局】 【多摩区】

【まちづくり局】

JR南武線稲田堤駅につきましては、現在自由通路及び橋上駅舎の整備を進めており、令和3年6月に仮改札口の供用を開始したところです。仮改札口周辺の道路における車両侵入規制につきましては、工事に起因する特定時間帯の通行止め等の規制はできないと、交通管理者より伺っております。

また、駅利用者等の安全対策として、複数人の誘導員の配置、道路の拡幅、歩車分離ポールの設置、車両通行を知らせる音声案内スピーカーの設置や車両通行の注意喚起ポスターの掲示を行っております。引き続き、利用状況を踏まえながら、JR東日本と連携を図り、安全確保に十分配慮し、工事を進めてまいります。

【多摩区】

現地調査を実施したうえで、自転車利用者への注意喚起として「自転車は軽車両です交通ルールを守りましょう」の電柱幕等を設置いたしました。

引き続き町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。

なお、交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目（道路・交通政策－ 9）

要請内容 9. 県道14号線の久本神社前から末長交番前間の事故防止対策について（高津区） **【継続】**

川崎都市計画道路事業3・5・14号野川柿生線の進捗状況と今後について伺いたい。以前から整備が進められているが、溝の口駅南口から野川の間、特に久本神社前から末長交番前は朝の通勤・通学の時間帯は歩行者・自転車・自動車の交通量がたいへん多い。ガードレールのない西側は接触事故の起きる可能性も高く、非常に危険だと感じています。路側帯の色舗装やガードレールを設置するなどの安全対策を講じるよう要請します。

回答 **【建設緑政局】**

都市計画道路野川柿生線久本工区につきましては、現在用地取得を行っており、令和4年3月末現在の用地取得率は約33%となっております。

歩行者の安全対策につきましては、工事完成後は道路の両側に3mの歩道が設置されますが、工事完成までには時間を要することから、道路予定地の整備に伴い、歩行者通行スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。

また、用地取得が完了していない箇所につきましては、ポストコーンの設置等、安全対策について検討してまいります。

今後も引き続き、早期の事業完成へ向けて努めてまいります。

要請項目（道路・交通政策－ 10）

要請内容 10. 読売ランド4号踏切（百合丘1丁目）生田1号踏切（生田歩道橋付近）等の踏切の事故防止対策と渋滞緩和について（多摩区・麻生区） **【継続】**

国土交通省が定義する「開かずの踏切」は2016年の調査で県内に73か所あるとされており、北部地区では小田急線百合ヶ丘駅から登戸駅区間が該当しています。

読売ランド4号踏切（百合丘1丁目）や生田1号踏切（生田歩道橋付近）に代表される踏切は渡った後の信号機までの距離が短く、自動車が最大3台ずつしか踏切を渡れない。そのため、交通量の多い時間帯に渋滞が発生しています。読売ランド4号踏切は交通管理者により踏切と連動する信号制御が導入されたとのことでしたが、生田1号踏切においても同様の措置を講じるよう要請します。また、読売ランド4号踏切は歩行者や自転車が通るスペースがなく、車と同じ導線を通行することになり危険だと感じており、踏切の拡幅などの事故防止対策を講じるよう要請します。

回答 **【建設緑政局】** **【多摩区】** **【麻生区】**

【建設緑政局】

踏切と連動する信号制御につきましては、読売ランド前4号踏切に隣接する交差点において、信号機の更新に合わせて導入されましたが、生田1号踏切は、交通管理者との

協議の結果、効果が見込めないことから導入予定はないと伺っております。また、読売ランド前4号踏切につきましては、歩行者の安全確保に向けて、令和元年度に自動車運転者に注意を促す看板の設置を行っております。踏切道の安全対策は本市といたしましても重要と考えておりますので、引き続き、鉄道事業者と連携を図りながら、状況に応じて可能な安全対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

【多摩区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

【麻生区】

要望のありました読売ランド4号踏切に関しては、電車通過に伴う遮断により短時間しか通行できず、又当該踏切と接続する世田谷町田線までの距離が短い上、信号により慢性的な渋滞が発生しています。そのため歩行者、自転車利用者と自動車に関わる事故が発生する懸念があります。

渋滞の抑制・緩和に関しましては建設緑政局が所管となっており、又踏切の拡幅や各種通行帯の設定についてもそれぞれ担当所管・部署がございますので情報の提供を行なっていきたいと考えております。

又、信号制御装置の設置につきましては、交通管理者である警察が所管となることから、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

要請項目（道路・交通政策－11）

要請内容 11. 水沢2-3 8付近の信号機設置（宮前区）【継続】

ロピア川崎水沢店ができたことによって、周辺の交通量が大幅に増加しました。特にロピアから出て（左折）、尻手黒川道路にでる際は信号機がなく、右左折ともに危険なため信号機を設置するよう要請します。

回答 【宮前区】

信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－12）

要請内容 12. 梶ヶ谷交差点（末長1丁目ファミリーマート川崎下作延店付近）の信号現示調整（高津区）【継続】

信号と信号の距離が短い上にタイミングが悪いため宮前方面から来た車が2台ほどしか合流できず、流れが滞るため信号の現示調整などの対策を講じるよう要請します。

回答 【高津区】

信号の調整に関しましては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－13）

要請内容 13. KANTOモータースクール溝ノ口校前の歩道拡幅（高津区）【継続】

現状は歩道の上にガードレール、さらに電柱があるため、一人分の幅しかなく、直行

が不便で人が滞留しています。通勤、通学時間帯は人も自転車も非常に多く危険な状況も見受けられているため、歩道の拡幅を要請します。

回答 【高津区】

歩道の拡幅につきましては、道路の拡幅計画はございません。

当該箇所につきましては、横断防止柵を設け、歩行者の安全な通行を確保しているところですが、歩道内の電柱につきましては、移設に向けた協議調整を関係企業者としてまいります。

要請項目（道路・交通政策－14）

要請内容 14. 溝の口駅南口ロータリーの進入規制について（高津区）【継続】

溝の口駅と末長3丁目の富士通ゼネラルとを結ぶ連絡バスは、溝の口駅南口広場が整備されるまで、長期に渡って進入許可が出ていたが、広場が整備されてからロータリー内に進入・停車が出来なくなりました。そのために溝の口駅側の乗降場所は県道14号線の久本1-4-31付近となっています。ここで関係者がバスを待つこと、連絡バスが停車することによって、歩道および車道の妨げになっている。また、連絡バスが溝の口駅側から富士通ゼネラルへ向かう際、広場へ進入出来ないために、遠回りして幅の広い坂道を運行せざるを得なくなっています。これにより歩行者や自転車の通行を妨げ、接触事故発生リスクの上昇、排ガス増加による環境への悪影響が生じています。

連絡バスの広場への進入・停車の認可が、上述の課題の解消に直結すると考えており、改善を求めます。なお、昨年度回答として「公益性が低い」「路線バス等への影響が大きい」とありましたが、改善要望提出にあたっては、当該箇所における道路管理者や民間バス事業者等にヒアリングを行い、いずれも「特に大きな問題は無い」との見解が示されたことから、路線バス等への影響は軽微だと認識しています。また、特例子会社を持つ富士通ゼネラルの連絡バスは、必ずしも顧客や取引先だけでなく、福祉団体や川崎市の関係者なども多く利用していることから「公益性が低い」との指摘は必ずしも適切ではないと捉えています。長期に渡り進入が許可されていた溝の口駅南口広場の整備前と、進入が認められなくなった整備後とで、公益性などに関する基準に変更があるのであれば、あわせて具体的な回答を要請します。

回答 【高津区】

信号の調整に関しましては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－15）

要請内容 15. 蔵敷交番前交差点手前の幅員調整について（宮前区）【新規】

稗原方面から溝の口方面へ向かい、蔵敷交番前交差点手前は車両が2台並列で並ぶには狭く、右折車が複数台並ぶと直進・左折車が滞留し、朝夕しばしば渋滞を引き起こしています。中央線を引き直し、溝の口方向の幅員を拡げ渋滞緩和を図るよう要請します。

回答 【建設緑政局】

蔵敷交番前交差点につきましては、市道宮前9号線の溝口方面へ向かう車線は、付加車線（右折帯）が現状ないことから、第4次緊急渋滞対策の対策候補箇所として、現在、

混雑の解消に向けて、交通管理者との調整や検討を行っているところでございます。

要請項目（道路・交通政策－１６）

要請内容 １６．高津区溝の口１－２４－１６付近の横断歩道の移設について（高津区）【継続】

高津区溝の口１－２４－１６付近の横断歩道は狭く見通しが悪いこと（二ヶ領用水沿いの歩道から見て）もあり、自転車と接触する危険があります。また、二ヶ領用水から横断するのに不便なこともあり、横断歩道の利用者が非常に少なく、自動車との接触事故の可能性もあります。使いづらいことから自転車の斜め横断も散見され、横断歩道を通行中の歩行者と接触しそうになっている状況が見受けられます。

見通しが良く、渡る際の待機場所も広くなることから、横断歩道を二ヶ領用水沿いの歩行者専用道路間（パールホテル側）を結ぶように移設するよう要請します。

回答 【高津区】

横断歩道の移設に関しては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－１７）

要請内容 １７．多摩区登戸2297付近（稲荷神社付近）の信号機について（多摩区）【継続】

多摩区登戸2297付近（稲荷神社付近）にある信号機は、夕刻、立川方面から見た際、太陽光と被り非常に見えにくく危険なためLED信号機へ交換し、改善を図るよう要請します。

回答 【多摩区】

交通安全対策につきましては、関係機関と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。

なお、信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目（道路・交通政策－１８）

要請内容 １８．府中街道溝口交差点の混雑緩和について（高津区）【新規】

府中街道から246号線に入る溝口交差点において、右折現示時間が短いため少ない時には2、3台しか通れず右折待ちの車が渋滞しています。ライフ溝口店が出来て交通量も増し、右折レーンを超えて並ぶこともあるため右折現示時間を少し長く設定し府中街道側の渋滞緩和を図るよう要請します。

回答 【高津区】

信号の調整に関しては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－１９）

要請内容 １９．宮前区犬蔵交差点の右折矢印信号現示調整（宮前区）【新規】

宮前区犬蔵交差点は東名高速道路川崎IC出口からの合流があり通行車両が多く、府中街道や世田谷町田線へ右折で抜ける交差点ということで、今年度宮前平駅方向から向ヶ丘遊

園方向への右折レーンの距離が延長されました。しかし、以前は朝夕の特段車両が多い時間帯は右折信号の現示時間を長く設定し右折車両の滞留をさばいて渋滞を回避していましたが、現在は一定の現示時間となっており右折車両の渋滞の列が延びて直進、左折が1レーン潰れて混雑の要因となっている状況にあります。慢性的な渋滞の解消を測るため、朝夕ラッシュ時は以前のように右折現示時間を少し長く設定するよう要請します。

回答 【宮前区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－20）

要請内容 20. 宮前区長沢交差点の時差式信号現示調整（宮前区）【新規】

宮前区長沢交差点は浄水場通り専修大学方面から直進が時差式信号機となっており、長沢交差点の一つ先の信号機が赤になってもしばらく青の現示となっています。

信号間が短いため一定数の車両が進入することで滞留し、聖マリアンナ方面の信号機が青になっても3、4台しか右折車両が進めない状況が発生しています。朝夕の混雑時は渋滞の原因となっているため、時差の秒数を短くするなどの現示調整を要請します。

回答 【宮前区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－21）

要請内容 21. 末長4丁目12付近交差点の信号機設置（高津区）【新規】

南北に止まればあるものの東西からの見通しが悪く、東西の往来側が止まらなければ事故に繋がるような状況が散見されています。

小学生の登校時間帯はボランティアと思われる方が交通誘導をしていますが、長期休み期間は無人、また、夕方や夜は南北の車や自転車等が徐行程度で走行している様子が多々見受けられ危険なため信号機を設置するよう要請します。

回答 【高津区】

信号機の設置に関しては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－22）

要請内容 22. 下野毛入口の安全対策について（高津区）【新規】

下野毛入口信号付近は近くに運送会社が多いことから大型トラックの通行も頻繁であるにもかかわらず、歩道が非常に狭くガードレールも無いため危険な状況にあると認識しています。歩行者、自転車との接触事故防止の観点からガードレールを設置するなどの安全対策を講じるよう要請します。

回答 【高津区】

下野毛入口信号付近における歩道が狭い部分につきましては、ガードレールを設置することでさらに歩行スペースが狭くなってしまうことから、ガードレールの設置は難しい状況です

が、今後も交通管理者と調整を図りながら安全対策に努めてまいりたいと考えております。

要請項目（道路・交通政策－２３）

要請内容 ２３．菅生小学校前平瀬川沿い車道の改修について（宮前区）【新規】

宮前区菅生１丁目９付近の菅生小学校前平瀬川を挟んだ一方通行の車道は野川柿生線からの抜け道として車両の往来が多いが、道路の陥没箇所が多く、非常に深い箇所もあるなど危険です。

菅生１丁目４付近は改修されたものの、その先の１丁目９付近や反対側の車道は改修されておらず、二輪車や自転車など発見が遅れば転倒の危険もあり、早急な改修を要請します。

回答【宮前区】

引き続き次年度以降も補修を行ってまいりたいと考えております。

要請項目（道路・交通政策－２４）

要請内容 ２４．路上駐車を取り締まりについて（宮前区）【新規】

宮前区宮前平付近（宮前図書館・区役所周辺 宮前平第２公園 宮前平第３公園）では交通監視員活動ガイドラインにおいて重点地区に指定されているものの路上駐車が常態化しており、子どもや高齢者が歩行時や自転車走行時において通りづらく危険な状況が見受けられるため、路上駐車を取り締まり強化を要請します。

回答 【宮前区】

違法駐車を取り締まりに関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

要請項目（道路・交通政策－２５）

要請内容 ２５．自転車のLEDライト上向き防止の啓発と明る過ぎるライト禁止の規則制定について（全区）【新規】

現在、夕方、夜間において特に歩道内における対向でLEDライトが点灯している自転車はほぼ上向きになっています。対向からライトの光が顔に当たるため前方が見えなくなり、近づいてくる自転車と接触しないよう立ち止まらないといけない状況です。

自転車のライトに関しては照射距離と明るさに道路交通規制があるもののライトの向きと明る過ぎる点に制限や規制がありません。

自転車のLEDライト上向き防止の啓発活動と明る過ぎるライトの禁止に関する規制を制定するよう要請します。

回答 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目（生活環境政策－１）

要請内容 １．コミュニティ交通導入の取り組みについて（全区）【継続】

丘陵地の多い川崎北部地区４区においては、高齢者や身体の不自由な市民には階段や

坂道の上下りは身体的に負担も大きいこと、雨天時には両手を自由に使うことができないため転倒し怪我につながる可能性もあること。

また、真夏の日中には熱中症になる可能性も高く人命にかかわる深刻な事態に直結することから、公共交通環境の整備は喫緊の課題ととらえています。

しかしながら、コロナ禍における生活様式の変更を受け、公共交通事業者は採算性向上をうたい便数は減少傾向が続いています。

北部地区4区では、それぞれの特性を生かした地域公共交通の充実を目指して住民と運行事業者が連携しコミュニティ交通が本格運行されています。さらに新百合ヶ丘駅周辺におけるオンデマンド交通「しんゆりシャトル」の運行などで地域の課題解決を図る取り組みも進められてきました。

今後の北部地区4区の立地的課題と既存交通の縮小傾向を踏まえ、コミュニティ交通は欠かすことができない地域公共交通であると認識していますが、各区については令和4年3月策定の「コミュニティ交通導入に関する手引き」のガイドラインに沿ってトライアル制度などが活用されるよう積極的に周知を進め、導入のサポートを担い地域の活性化に繋げていくよう要請します。

また、具体的に協議会などの立ち上げについて取り組みがありましたら報告をお願いします。

回答 【まちづくり局】

コミュニティ交通につきましては、本年3月にコミュニティ交通の充実に向けた今後の取組について取りまとめ、これまでの取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業者をはじめとする多様な主体と連携し、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を進めることとしております。

本年度は、麻生区片平地区及び宮前区平地区において需要把握に向けた試験運行や中原区と高津区の一部におけるオンデマンド交通の実証実験などの取組を推進しているところでございます。

今後につきましても、地域の主体的な取組に対して、「コミュニティ交通の導入に関する手引き」の取組手順における各段階に応じた支援を積極的に行うとともに、多様な主体と連携した新たな取組を進めることにより、コミュニティ交通の導入に向けた取組を推進してまいります。

なお、協議会などの立ち上げにつきましては、本年9月に多摩区柞形5、6丁目などを検討対象地域とする協議会が設立されております。

要請項目（生活環境政策－2）

要請内容 2. 巡回・パトロール、危険箇所の改善強化（全区）【継続】

令和元年5月28日の朝に多摩区の小学生が犠牲になった無差別殺傷事件を背景に、子どもや市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識しています。また、近年登下校時に児童が巻き込まれる自動車事故が頻発しており、どのように安全対策を講じていくかが議論となっています。

日頃から警察・行政・自治会や地域住民などが協力して積極的に監視体制を強化してこられた具体的対策や評価などについての報告と通学路危険箇所の改善を図るよう要請

します。

回答 【教育委員会事務局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【教育委員会事務局】

通学路の安全対策については、毎年、「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校からの通学路の改善要望に対し、警察や道路管理者等関係機関で構成する「川崎市通学路安全対策会議」の各区部会において、現地確認を行うとともに対応を協議し、対策を適宜実施しています。また、登下校時に児童を見守る地域交通安全員の配置、区役所・警察による交通安全教室の開催、警察OBであるスクールガード・リーダーによる通学路の巡回、警察等関係機関による登下校時の巡回パトロールの実施、「子ども見守りの日」における警察・町内会・自治会等の連携による児童の見守りや、関係機関の協力による「防犯パトロール中」のステッカーを車両に掲出した活動の実施などの対策も講じるなど、地域全体で子どもたちを見守る取組も行っております。

今後も、保護者・地域・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

【高津区】

高津区では高津警察署や地域の防犯パトロール隊と連携し防犯パトロールを強化すると共に、青色回転灯を付けた公用車での巡回を定期的実施し、登下校時の見守り活動を実施しています。

また、地域の交通団体と連携し、毎月2回の早朝街頭指導や主要交差点での見守り活動を行い、交通安全に対する取組みを推進するとともに、毎年、通学路安全対策会議に参加し、各学校から要望のある危険箇所の対策を教育委員会や高津警察署と協力して、検討、実施しています。

高津区の交通事故認知件数は減少傾向にあることから、これまでの活動によって、一定の成果が出ているものと考えておりますが、今後も地域の団体や高津警察署と連携し、効果的な活動を企画し、実施していきます。

【宮前区】

宮前区では、「宮前区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと防犯対策を含む安全・安心に関わる取組を進めています。

具体的には、青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールの実施、防犯活動を支援するための防犯パトロール用品の貸与、落書き等の秩序違反行為を放置することが犯罪を誘発するという観点から、町内会・自治会等に対して、落書き消し用の溶剤や塗料、手袋、マスク等道具類の貸与・提供などを行っております。また、犯罪に強いまちをつくるには、一人ひとりが地域の中で信頼関係を築くことが大切であることから、地域の中でも核となる学校を中心として、「あいさつ」を交わしあい、人と地域の輪を広げていく学校と地域が行う「あいさつ運動」を支援しています。

また、警察・行政・学校による通学路安全対策会議や学校安全安心会議、地域パトロールにより出された通学路危険箇所について、電柱幕や路面標示による対策を行っております。

今後も、地域住民や警察などの関係機関との連携により、地域の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

要請項目（生活環境政策－２）

要請内容 ２．巡回・パトロール、危険箇所の改善強化（全区）【継続】

令和元年５月２８日の朝に多摩区の小学生が犠牲になった無差別殺傷事件を背景に、子どもや市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識しています。

また、近年登下校時に児童が巻き込まれる自動車事故が頻発しており、どのように安全対策を講じていくかが議論となっています。

日頃から警察・行政・自治会や地域住民などが協力して積極的に監視体制を強化してこられた具体的対策や評価などについての報告と通学路危険箇所の改善を図るよう要請します。

回答 【教育委員会事務局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【多摩区】

多摩区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するため、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「多摩区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、青色回転灯パトロール車によるパトロール、防犯ベストを着用したパトロールなど、地域での自主防犯活動を推進しています。

事件後は、毎月２８日を「多摩区子ども見守りの日」として、警察、消防、区役所が連携し、パトカー、消防車、青色回転灯パトロール車によるパトロールを実施するとともに、小学校の校門に警察官が立つなど見守り活動を強化しています。

また、車両に貼付する「防犯パトロール中」マグネットシートや「地域安全」キャップ（帽子）を作成し地域団体等に貸与することで、見守りの目を増やす取組も実施しています。

児童の交通安全対策としては、通学路の危険な箇所を点検し、注意喚起の電柱幕等を設置するなどの取組を、学校など関係機関と連携して実施しています。

引き続き、関係機関と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。

【麻生区】

麻生区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するために、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「麻生区安全安心まちづくり協議会」を設置し、地域の団体に対してパトロール用物品の貸与をし、防犯活動を支援しています。又、青色回転灯をつけた車両による登下校時間帯のパトロール活動を強化している他、その他の公用車にも「パトロール実施中」のマグネットステッカーを貼付し、業務で地域を巡る際にパトロールの意識を持って走行するよう努めております。

この他、地域における犯罪抑止の観点から、研修を開催する等、今後も区役所によるパトロールと共に、地域での防犯・見守り活動の支援を推進してまいります。

又毎年、区内小学校、警察、行政で連携のもと、通学路における危険箇所の点検を実施し、改善要望のあった箇所について検討・対応を行っています。その他、小学校区毎に危険箇所を記した「せいふていマップ」を作成又は３年毎に記載情報の改訂を行い、区内小学校に配布し、父兄からも高い評価を受けている所でございます。今後についても関係機関と連携し、通学路における安全確保を図ってまいります。

要請項目（生活環境政策－３）

要請内容 ３．多摩川サイクリングコースにおける接触事故防止の取り組み（多摩区）【継続】

サイクリングコースの走行環境整備が進めば、必然的に利用者が増え歩行者との接触事故が懸念されます。事故を未然に防ぐためのルールづくりとして、路面への走行表示やマナー啓発に取り組まれてきたと存じています。

また、神奈川県では平成31年10月から「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において自転車損害賠償責任保険等の加入を義務化しました。川崎市において実施している加入促進の啓発活動実績の報告などを要請します。

またサイクリングコースの整備や補修に関し、点検や確認の頻度、方法などをお聞かせください。

回答 【市民文化局】 【建設緑政局】

【市民文化局】

加入促進の啓発活動につきましては、義務化に関するチラシを市内各所で実施する各季キャンペーンやイベント、交通安全教育の場や駐輪場等で配布すると共に、デジタルサイネージや市ホームページ等を活用した広報啓発を実施しています。また、市内の自転車販売店等へ働きかけ、保険加入促進等のポスター掲示や自転車の安全利用に関する小冊子等の配架を依頼するなど、様々な機会を捉えて広報啓発を実施しています。

引き続き、自転車保険等への加入促進に向けて啓発活動を推進してまいります。

【建設緑政局】

多摩川沿いのサイクリングコースにつきましては、歩行者の安全確保と自転車の安全運転を促すために、左側通行の表示や歩行者優先、「ゆっくり走ろう」などのルールを路面に表示することで注意喚起やマナー啓発を行っているところです。

また、令和元年に、歩行者も自転車も安心安全に利用できるコースを目指して、愛称の募集を行い、市民投票の結果、「かわさき多摩川ふれあいロード」を、サイクリングコースの愛称としました。

今後につきましては、事故防止のために、引き続き路面標示の設置等を行ってまいります。また、かわさき多摩川ふれあいロードにつきましては、職員及びパトロール員による車両等での確認を適宜行い、必要に応じて補修等の対応を行っています。

要請項目（生活環境政策－４）

要請内容 ４．路上喫煙防止に向けた取り組み（全区）【継続】

「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」が施行されて以降、路上喫煙防止に向けた啓発活動や巡回活動、健康志向の高まり等により路上喫煙者数は大幅に減少しており、喫煙者全体のマナーも大幅に改善していますが、一方、未だに路上喫煙防止重点区域において喫煙している人が散見しています。

北部地区は東京や横浜のベッドタウンとして、幅広い年齢層の市民が在住しており、そこには幼稚園や小学校があり通学する生徒が多くいます。

子どもたちが受動喫煙や、やけどなど煙草の被害者にならないよう、環境の整備は不可欠です。引き続き路上喫煙防止に向けた広報・啓発活動等の徹底と強化を要請します。

回答 【市民文化局】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【市民文化局】

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。

条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や電柱幕の掲示、市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。

しかしながら、いまだに路上で喫煙をする者がいることから、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動等に取り組んでまいります。

【高津区】

高津区では川崎市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、区内の主要駅周辺で毎月、キャンペーンを実施しています。また、市と連携し、路上喫煙防止を注意喚起する電柱幕を設置する等、啓発活動を行っています。

引き続き、路上喫煙防止に向けた広報、啓発活動に取り組んでまいります。

【宮前区】

宮前区内では、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」の施行以降、区内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や注意喚起の電柱幕の掲出など、市と連携しながら路上喫煙防止に向けた啓発活動を行っています。しかしながら、いまだに路上で喫煙する人がいるため、今後も市と連携しながら、引き続き広報、啓発、注意喚起に取り組んでまいります。

【多摩区】

多摩区では、毎月、区内の主要駅周辺で、路上喫煙防止キャンペーンを実施しています。また、注意喚起の電柱幕等を設置するなど、路上喫煙防止に向けた啓発活動も行っています。

今後も、引き続き関係機関と連携しながら路上喫煙防止の取組に努めてまいります。

【麻生区】

麻生区においても、関連条例の制定・施行により、主要駅周辺における路上喫煙防止禁止重点区域の指定の他、区内での路上喫煙の防止に向けて取り組んでおります。しかし一方当該重点区域をはじめとした区内各所での喫煙が依然として見受けられます。

そうしたことから、多くの区民が利用する主要駅周辺での清掃・啓発活動を行なっている他、区内鉄道駅周辺等での周知啓発活動を実施しています。

今後におきましても、環境保全等の観点から重点区域をはじめとした区内での路上喫煙防止での啓発等活動を実施し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。

38

要請項目（生活環境政策－5）

要請内容 5. 喫煙所の受動喫煙防止対策について（麻生区、多摩区、高津区）【新規】

新百合ヶ丘駅喫煙所、溝の口駅南口喫煙所、向ヶ丘遊園駅喫煙所は車道のすぐ横にあり、自動車が停止した際に風向きによって煙が車内に入ったり、二輪車や自転車の運転

者にかかったりしているなど、2020年4月に改正された健康増進法における「望まない受動喫煙を防止する」取り組みの観点から相応しい場所とはいえ、さらに喫煙者がガードレールギリギリで喫煙するなどタバコの火が自転車の運転者に当たりそうになるなどしており危険な状況も見受けられます。

以上の理由から喫煙所の移動を要請します。移動選定が厳しいのであれば車道側に衝立を設置するなどの対策を講じるよう要請します。

回答 【市民文化局】

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

指定喫煙場所は、条例により重点区域での喫煙を制限する一方で、喫煙自体は違法ではないことから、喫煙者、非喫煙者の共存を図るために、歩行者動線を外れて歩行者の安全を確保できる場所へ必要最小限の数を設置しています。

また、指定喫煙場所には、喫煙者を特定の場所へ誘導することにより、重点区域内の路上喫煙やポイ捨てを減らす目的があり、駅から遠く離れた場所に設置するとその目的を果たさなくなる可能性があることから、駅周辺に設置しています。

溝の口駅南口喫煙所について、令和4年12月上旬に車道側に高さ2.7mのパーティションを新たに設置しました。新百合ヶ丘駅喫煙所及び向ヶ丘遊園喫煙所について、スペースの確保に課題があり、移設することが困難な状況になりますが、たばこの火からの安全確保のみならず、煙による不快感の軽減等を考慮して、状況の改善に向けた検討を行ってまいります。

39

要請項目（生活環境政策－6）

要請内容 6. 京王稲田堤駅ホームの安全対策について（多摩区）【継続】

京王線稲田堤駅ホームは大きくカーブしており、車両とホームの幅が広く人の落下事故の危険性が高いと認識しています。

これまでも転落防止対策を施し利用者の安全性を確保してきたと存じますが、抜本的な解決には至っておりません。

引き続き、ホームドアの設置が完了するまでの間、これまでの対策に取り組むとともに進捗状況などの報告を要請します。

回答 【まちづくり局】

ホームドアの設置について、京王電鉄からは「利用者が1日10万人以上の駅への設置を優先的に取り組んでいる。利用者が10万人未満の駅については、利用実態を踏まえ順次整備を進めていきたいと考えているが、多数の課題があることから、整備には相当の時間を要する」と伺っております。なお、京王稲田堤駅におきましては、「1番線にホームと車両の隙間を縮小する転落防止ゴムの設置やホーム高さの改修を2021年

10月に工事を完了した。」とのことをございます。

本市といたしましても、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じて、ホームドアの設置に向け、引続き、同社に対し、働きかけてまいります。

要請項目（生活環境政策－7）

要請内容 7. 多摩区長尾7丁目14西側、および16・18東側の擁壁の膨らみについて（多摩区）【継続】

当該地区は東名高速道路の側道と宅地とに高低差があり、擁壁が膨み継ぎ目ごとに横の段差が生じています。14西側にはガードレール設置の非常に狭い歩道がありますが雑草が生い茂り歩くことが困難です。（資料1）16・18東側には歩道と車道の境界線やセンターラインがないことから自動車との接触事故に危惧しています。また、万が一擁壁が崩れた場合には甚大な被害が想定されます。（資料2）地域住民が安全に安心して暮らせる環境整備は不可欠です。必要な検査や補修工事または安全が確認できる（「〇年〇月点検済」など）を表示するよう要請します。

回答 【建設緑政局】

当該擁壁につきましては、定期的に擁壁の変状や変異などの目視による観察を実施し、必要に応じて補修を実施してまいります。また、当該歩道につきましては、適宜、除草等を実施し、歩行空間の確保に努めてまいります。

要請項目（生活環境政策－8）

要請内容 8. 横浜市高速鉄道3号線の延伸について（麻生区）【継続】

市民の関心が高く、様々な効果が期待される横浜市高速鉄道3号線については概略ルート・駅位置が協議、調整し合意されていますが、本事業の効果が最大限に発揮されるよう新駅付近の基盤整備や街づくりに市民・住民の要望に配慮しながら取り組みを推進すること。

さらに、相鉄・東急直通線(横浜市港北区)や外環道(東京都調布市)の工事などで陥没事故が発生しているなどから、騒音や安全性に関する住民不安の解消に最大限努めること。その進捗とスケジュールを丁寧に説明することを要請します。

また地域資源を活用し、賑わいを創出するなどの活性化に資する取り組みを強く推進するようあわせて要請します。

回答 【まちづくり局】

横浜市高速鉄道3号線（横浜市営地下鉄3号線）の延伸につきましては、横浜市と連携し、国や関係者との協議・調整を進めるとともに、今後の行政手続きを見据え、ルート・駅位置等の具体化に向けた調査・設計の深度化などについて検討を進めているところでございます。

建設工事の安全に対する考え方につきましては、横浜市からは、「鉄道の新線建設において、安全の確保は最重要課題と受け止めている。土質調査の結果や、他の陥没事故の調査結果により得られた知見も含め、延伸区間の建設計画に反映していきたいと考えている。また、事業の進捗にあわせて、地域の皆様に丁寧な説明を行い、事業へのご理解とご協力をお願いしていく」と伺っております。

本路線につきましては、市民の関心も高く、一日も早い開業が望まれておりますので、引き続き横浜市と連携して、適宜、市民の皆様へ情報提供しながら、早期事業着手に向け、必要な手続き等を着実に進めてまいります

新百合ヶ丘駅周辺のまちづくりにつきましては、ハード・ソフト両面での総合的な取組を段階的かつ計画的に推進しており、現在、時代のニーズに応じた都市機能の集積、駅周辺の交通環境の改善、個性と魅力にあふれたまちづくりの取組をすすめているところです。

今後につきましては、これまでのまちの成り立ちや地域資源を踏まえつつ、横浜市高速鉄道3号線延伸など周辺環境の変化に合わせ、魅力ある広域拠点の形成に向けた取組を推進してまいります。また、適時適切なタイミングで、関係する方々への情報提供を行うとともに、地域の皆様や関係事業者の方々などの御意見をお伺いし、総合的な観点から、まちづくりの検討を進めてまいります。

要請項目（生活環境政策－9）

要請内容 9. 市営自転車等駐輪場の定期利用枠の拡大について（宮前区・多摩区・麻生区）【継続】

近年、コロナ禍における公共交通利用の敬遠や健康志向から自転車での通勤、通学が増加している傾向にあり、それにあわせて駅周辺の駐輪場の利用者も増加している状況です。しかしながら一時利用での駐輪は可能なものの、継続的な利用が想定される定期利用となると枠の空きを待つのに申請後から数年かかる見込みとなっています。

特に宮前区の鷺沼駅で90台、多摩区の稲田堤駅、登戸駅、麻生区の新百合ヶ丘駅・柿生駅では100台以上の待ちが発生しており、市民の要望に応えられていないのが現状です。また一旦定期利用枠を獲得後は定期利用が必要でなくなった後も本人が使用していることにして知人などが使用しているケースもあると伺います。利用と継続に関するルールの再構も必要ではないかと思えます。需要と供給のバランスを図るべく、一時利用と定期利用の枠の配分を見直し、市営自転車等駐輪場の定期利用枠を拡大するよう要請します。

回答 【建設緑政局】

本市では、市内各駅周辺の市営及び民営を含めた駐輪場について毎年調査を実施し、利用状況を把握しており、駅に近く、より利用しやすい駐輪場においては定期利用希望者が多く、一定の期間お待ちいただいている状況がございます。

定期利用の適正な運用にあたりましては、定期の契約時において、定期利用券を第三者に譲渡し又は転貸してはならないことを利用規約に定めており、内容を確認いただいた上で、契約を行っております。

また、定期待ちの対応といたしまして、契約期間満了時に適宜利用者へ、定期更新の意向や利用状況等を確認するなど、定期待ちの状況等をこまめに把握する方法をとっており、利用に空きが出た場合には、次に待っている方へ速やかに利用を促すため、キャンセル待ちでの登録により順次連絡を行い、公正かつ公平に御利用いただくことで定期待ちの解消に努めているところでございます。

併せて、子ども乗せの大型自転車の増加などから駐輪できる場所が限られている状況

もあり、定期待ちの一つの要因となっていることから、既存施設における子乗せ自転車用の平置きスペースの増設や、一時利用枠の変更による定期利用枠の拡充など利用状況に応じた改善を図っているところでございます。

引き続き、駐輪場の利用環境の向上に向けた取組とともに、利用しやすい駐輪場運営に努めてまいりますので、御理解、御協力の程よろしくお願いいたします。

要請項目（生活環境政策－１０）

要請内容 １０．二ヶ領用水の歩行者専用道路の安全対策について（高津区）【継続】

二ヶ領用水の歩行者専用道路（高津区溝の口１－２４、二子５－１０、１１他多数）は歩行者専用にも関わらず、自転車がスピードを出して走行するため、歩行者と接触する危険性が高い。歩行者専用のため、安心して幼児・児童を連れて通行できるはずが、体のすぐ横を追い抜いたり、ベルを鳴らして避けるよう促されたりするなど、いつ接触事故が起きてもおかしくない状況です。

自転車利用者が歩行者専用であることを認識しておらず、その意味も理解していないことも問題であることから、スピードを緩めるか、降りて歩行してもらうために、出入り口付近のポールを新設もしくは増設を要請します。

また、注意喚起や歩行者専用道路に関する周知の看板の設置や、出入り口付近での声掛けをするなどの取り組みを要請します。

回答 【高津区】

二ヶ領用水の歩行者用道路につきましては、道路交通法により神奈川県交安委員会が交通規制を設けております。

歩行者用道路の出入り付近のポールの設置につきましては、引き続き交通管理者である高津警察署と協議調整を行ってまいります。

また、注意喚起や看板の設置、出入り付近での声掛けにつきましては、交通規制を設けている高津警察署に要望を伝えました。

要請項目（生活環境政策－１１）

要請内容 １１．若者文化の発信に向けた環境整備について（全区）継続

オリンピック・パラリンピックの活躍や社会的な認知の向上も相まって、ブレイキンの聖地と呼ばれる武蔵溝ノ口駅付近ではスケートボードやストリートダンスの練習をする光景が見受けられます。

駅前や規模の大きなビルの前にある路上はスペースが広くとられており、活動しやすい一方、公共的な意味合いを持つスペースでもあるため、使用者の自制と住民などの理解が必要となります。

平成30年10月に策定された「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」にも取組として、「これまで市内で育まれてきた若者文化を尊重することを前提に、携わる市民が協働・連携して地域を盛り上げていける環境と安全・安心に活動できる環境が必要であると考えますが、市民だけで盛り上げるためには難しいと考えられる部分について支援を行っていく」と謳われています。

さらに、本市には、既に大師河原公園にスケートボードパークがありますが、北部４

区からは遠く、潜在的なニーズへの対応としては不十分なものと言わざるを得ません。道路上や公園などに法令等で禁止事項の制限をかける解決策だけでなく、多様なスポーツ等を楽しむ環境整備を積極的に行うよう要請します。

また、スポーツ振興に関する方針や施設整備計画などがあればお聞かせください。

回答 【市民文化局】

本市では、スケートボードやブレイキンをはじめとした若者文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めております。

武蔵溝ノ口駅周辺につきましては、ブレイキンなどの練習が日常的にされており、そこで練習をしたダンサーの活躍等を通じて、国内に限らず海外からも「ブレイキンの聖地」として認知されているなどから、ブレイキンなどが武蔵溝ノ口駅周辺における一つの文化として根付いてきているものと考えております。

本市といたしましても、令和元年に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備に関する基本計画」において、「市内のいたるところで市民が若者文化のコンテンツに親しんでいる光景が見られる状態」をめざすこととしており、「日常の施設」として、本年7月27日には登戸地区の多摩川河川敷の利活用としてスケートボード等が行えるようコンクリート舗装工事を実施し、8月28日には京急川崎駅前の川崎第3京急ビルにおいて「カワサキ文化会館（若者文化創造発信拠点）」の供用開始をいたしました。

今後も、日常的に練習ができる小規模な施設が市内にバランス良く複数ある状態を目指し、様々な場所での整備の可能性等について引き続き検討を進めてまいります。

また、スポーツ振興に関しましては、本市では、スポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけた「第2期川崎市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人口の拡大に向けた取組を推進しています。なお、スポーツ施設の整備計画等は現在、策定しておりません。

要請項目（生活環境政策－12）

要請内容 12. バス停留所の改善について（全区）【新規】

バス停留所において降車する際に前扉を乗員に合わせて停車すると後扉が開いた位置が植栽などの植え込みやガードレールで非常に降りづらい停留所が多くあります。

車いすの方やベビーカー使用の方の乗降時にも支障をきたしており、安全とは言えない状況にあります。ガードレールの撤去や植栽の伐採による平坦化などの措置を講じるよう要請します。

例 蔵敷停留所(清水台方向) 犬蔵公民館前(両方向) 川崎西部地域療育センター(溝の口方向) 平たかやま(溝の口方向)

回答 【まちづくり局】

バス停留所の利用環境の整備や安全対策は、バス事業者が主体的に行うものであることから、本市といたしましては、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、御要望をお伝えいたします。

要請項目（生活環境政策－１３）

要請内容 13. 廃棄物保管施設設置基準要綱の変更とゴミステーション購入に関する助成について（全区）【新規】

川崎市では週2回普通ゴミの収集日が指定されています。ゴミ集積場の使用や管理が使用住民などに委ねられていますが、その保管施設は様々であり「風雨によるごみの飛散流出を防止するための措置を講じること。」と規定され共同住宅や事業所はさらに条件があるものの戸建住宅は別途協議となっています。そのため、ごみにネットをかけて保管されている場所などは、毎回カラスなどに荒らされ周囲に袋の中身が飛散し自動車やバイクで通行するのが困難になるほどの箇所が見受けられます。

風雨のみならずカラスなどの鳥獣による飛散も防止するよう要綱に盛り込むよう要請するとともに、戸建住宅利用者へ堅牢なゴミステーション購入時に際する一定額の助成金の支給を要請します。

回答 【市民文化局】 【環境局】

【市民文化局】

戸建住宅利用者のごみ箱の購入に関する費用の助成につきましては、令和3年7月1日に施行した「川崎市町内会・自治会活動応援補助金」において、町内会・自治会による公益的な事業活動として実施される、集積場所へのごみ箱の設置に係る経費の一部を補助する制度がございます。

今後につきましても、本制度が定着化するよう、より一層の周知に取り組み、町内会・自治会による地域の環境美化活動を支援してまいります。

【環境局】

本市では、新たに建築物を建てる事業者等に対して、共同住宅もしくは長屋10戸以上、戸建て10戸以上の住宅で開発行為を伴うものを建築する際に、敷地内にごみ集積所を設置することについて、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び規則により義務付けております。

廃棄物保管施設設置基準要綱では、保管施設の構造について、戸建住宅の場合は、原則は、共同住宅と同じ構造とすることになっており、また、約10戸に保管施設を1箇所、2.5㎡以上確保することや排出量に応じたポリ容器を使用することなど飛散防止に関することも定めております。

また、要綱では保管施設の管理について所有者や利用者等が適切に管理しなければならないとしており、カラス等の散乱対策についても、当該ごみ集積所の利用者等に対応いただくものですが、散乱により通行が困難な状況等がありましたら、地域を所管する生活環境事業所に御連絡いただければ、利用者等への排出マナーの啓発など改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

要請項目（生活環境政策－１４）

要請内容 14. 高津区末長3丁目5の街路灯の設置について（高津区）【新規】

関東自動車学校と南武線に挟まれている道路において、高架橋下にはLEDの街路灯が設置されているが、坂戸踏切から高架橋までの区間には街路灯がありません。関東自動

車学校の教習時間中はその照明により道路が照らされているが、それ以降は高架下の街灯のみとなるため坂戸踏切側は歩行者が認識しづらい状況です。

また、坂戸踏切方向から進行してくる車両は高架橋を通過する際に橋脚の影響で左側に車両を寄せる必要があるため、歩行者が歩道よりの車道を通行していた場合、視認性の悪さにより車両が歩行者を認識できない場合があり、接触する可能性が高くなります。

以上のことから、当該道路への街路灯の増設を要請します。

回答 【高津区】

防犯灯の設置については、町会からの要望に基づき設置しております。地元町会に設置要望を行うよう働きかけてまいります。

要請項目（環境・エネルギー政策－１）

要請内容 1. 緑地保全への働きかけ（全区）【継続】

環境変化に適切に対応し、緑を核とした街の魅力向上を目指すため。「川崎市緑の基本計画」は、協働の持続性の確保、緑の保全、創出、育成の継続にくわえ、新たに多様な主体（グリーンコミュニティ）による緑のストックの効果的な活用を施策の柱として改定されました。川崎市の景観を特徴づける4つの自然的環境資源の内、臨海部を除き、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川の3つは川崎北部地区4区に点在しています。

また、樹林地や公園緑地、緑化地などは増加していますが、農地の減少は川崎北部地区4区にとって大きな課題であると認識しています。

2018年都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定後、生産緑地の貸借がしやすくなり神奈川県、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携し、貸し手、借り手のマッチングに努めることで減少への歯止めとなり得たのか、引き続き各区における取り組み状況や実績の報告、今後の計画などを明らかにしてください。

回答 【経済労働局】

農地が減少している主な要因は、都市化の進展や農業者の後継者不足、相続に伴う経営規模の縮小によるものと考えております。

こうした農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、国では、平成27（2015）年4月に「都市農業振興基本法」が成立し、翌年5月には「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農地は従来の「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」とされました。

本市においても、農業を次世代に引き継ぐことを基本目標として、平成28(2016)年2月に以降10年間を見据えた「川崎市農業振興計画」を策定し、本市附属機関である川崎市農業振興計画推進委員会において、各施策の進捗状況を評価いただきながら、農地の保全等、様々な取組を行っているところです。

直近の主な取組としましては、都市農業の保全を図るため、現行の生産緑地の税優遇が延長できる特定生産緑地について、市内の生産緑地所有者全ての方に対し所有する生産緑地の指定年等を御案内するとともに、JAセレサ川崎と連携して制度説明会や相談会を実施して

おります。指定申出の受け付けにつきましては平成30（2018）年度から開始しており、今年度も引き続き実施してまいります。

また、平成30(2018)年6月の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定により、生

産緑地の貸借がしやくすなったことから、制度について庁内で情報共有し、引き続き、神奈川県、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携して、広く貸し手、借り手の情報を収集しマッチングに努め、昨年度までに高津区で1件、宮前区2件、麻生区1件のマッチングが成立しました。今後もJAセレサ川崎等と連携したマッチングを引き続き実施してまいります。

「都市農地」は、農業生産のほか、環境保全、景観形成、防災など、多面的機能を持ち、保全・活用の重要性はますます高まっておりますので、今後につきましても、川崎市農業振興計画推進委員会において意見を伺いながら、法改正や新たな課題等に柔軟に対応し、持続可能な都市農業を目指してまいりたいと存じます。